

低圧部門における競争の現状及び見通し① (東京電力・関西電力エリア)

平成 3 1 年 2 月 2 2 日 (金)

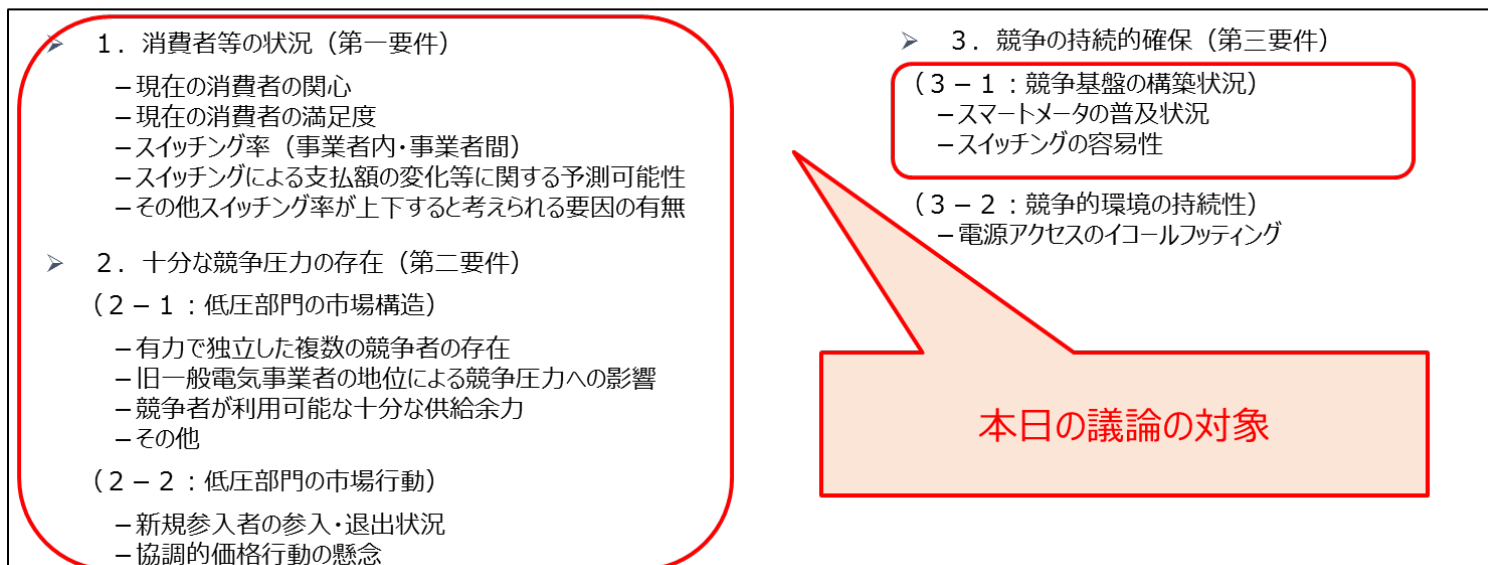


電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日ご議論いただきたい内容

- 前回会合において、指定等基準の必須要件の一つである「有力・複数・独立競争者の存在」について、有力要件の目安としてはエリアシェア5%程度以上とした。これを踏まえ、地域別の詳細審査に当たって、まずは低圧シェア5%程度以上の有力競争者候補が（一社でも）存在する東京電力エリア及び関西電力エリアについて、重点的に審査を行うことをご了承いただいた。
- 本日は、東京電力エリア及び関西電力エリアについて、これまで御議論いただいた指定等基準の内容（次頁以降を御参照）に沿って、低圧部門における競争の現状と将来的な見通しを整理の上、指定等基準が満たされている状況となっているか否かについて御議論をお願いしたい。なお、指定等基準のうち、「消費者等の状況」「十分な競争圧力の存在」については既にご議論をいただいているものの、「競争の持続的確保」については、一部議論が未了であることを踏まえ、既に議論をお願いした部分（「消費者等の状況」「十分な競争圧力の存在」及び（「競争の持続的確保」のうち）「競争基盤の構築状況」）に基づく御議論をお願いしたい。
- なお、有力競争者の状況については、別途資料5－2においてご議論いただく（非公開。）。

指定等基準の各考慮要素



(参考)指定等基準の具体的イメージ①

第5回電気の経過措置料金に関する専門会合
(平成31年1月25日)資料より抜粋

- 前回までの御議論を踏まえ、指定等基準の各項目に対する具体的なイメージは以下の通り。

要件	指定等基準のイメージ	事務局整理案(要約)
基本的な考え方	◆ 次の事項その他の事情を総合して判断し、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内の電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められること。	-
1. 消費者等の状況(第一要件)	◆ スイッチングに関する消費者等の認識度、スイッチングの動向等を総合的に勘案し、みなし小売電気事業者が不当な値上げを行った際、消費者等がみなし小売電気事業者以外の小売電気事業者にスイッチングしようとする蓋然性が高いと認められないこと。	・ 消費者等の需要家側の状況としては、競争が機能する環境へと進みつつあり、競争者の状況（第二要件、第三要件）によっては、現実の競争圧力にもつながるものと考えられる。 ・ 消費者等の状況、具体的には、自らに最適な価格・サービスを提供するメニューを選択しようとする消費者等の厚み、感応度等については、競争研の整理を踏襲し、以下の各考慮要素を（個別に判断するのではなく）総合的に判断 - ー現在の消費者の関心 - ー現在の消費者の満足度（スイッチング実施・非実施の理由） - ースイッチング率（事業者内、事業者間） - ースイッチングによる支払額の変化等に関する予測可能性 - ーその他スイッチング率が上下すると考えられる要因の有無 ※地域毎に詳細な審査・判断を行うにあたっては、できるだけ客観的な判断を行う観点から、参考資料として、併せて、産業組織論に基づくシミュレーションを実施

(参考)指定等基準の具体的イメージ②

第5回電気の経過措置料金に関する専門会合
(平成31年1月25日)資料より抜粋

要件

指定等基準のイメージ

事務局整理案(要約)

2. 十分な競争圧力の存在 (第二要件)

2-1: 低圧部門の市場構造

◆有力で独立した複数の競争者の存在、競争者の供給余力の状況、その他小売電気事業者間の競争関係に関する事情を総合的に勘案し、小売電気事業者間の競争関係によって、みなし小売電気事業者が不当な値上げを行うことが困難となる蓋然性が高いと認められないこと。

有力で独立した複数の競争者の存在(必須要件)

- 「有力な競争者」については、低圧部門エリアシェアが5%以上であることを一つの目安とし、必要に応じて、5%に満たないシェアの競争者の状況も勘案しつつ、総合的に判断※。
- ※ 競争者の営業区域における競争力の状況や営業区域拡大の具体的な可能性等を考慮する。また、エリアシェアが5%に満たない場合であっても、エリア内の様々な区域においてそれぞれ十分な競争力を有する複数の競争者が事業活動を行う結果として（別途、エリア全域で事業活動を行う有力な競争者が存在すればそれも考慮した上で）、エリアの大宗において、競争圧力が機能する可能性も考慮する。
- 有力競争者は2社以上存在することが必要。なお、協調行動が疑われる状況においては、3社以上が必要となることも考えられる。
- 次の事業者はシェアに関わらず、通常、エリアの旧一電から独立した有効な牽制力として機能することは期待しにくいいため、原則として、競争者として考えないことが適当ではないか。
 - ア) エリアの旧一電のグループ会社（当該旧一電及びその親会社、並びにそれらの子会社及び出資比率20%以上の関連会社）
 - イ) その他小売事業の提携その他の事情から、有効な牽制力を有さないと考えられる事業者

(参考)指定等基準の具体的イメージ③

第5回電気の経過措置料金に関する専門会合
(平成31年1月25日)資料より抜粋

要件

指定等基準のイメージ

事務局整理案(要約)

2. 十分な競争圧力の存在
(第二要件)

2-1:
低圧部門の市場構造

【再掲】

◆有力で独立した複数の競争者の存在、競争者の供給余力の状況、その他小売電気事業者間の競争関係に関する事情を総合的に勘案し、小売電気事業者間の競争関係によって、みなし小売電気事業者が不当な値上げを行うことが困難となる蓋然性が高いと認められないこと。

旧一般電気事業者の地位による競争圧力への影響

- 現実の競争の状況を考察すると、エリア日一電のブランド力等の存在によって、新電力が選好されない、競争が進展していないといった具体的な状況は現時点では見受けられないが、エリア毎詳細審査の段階において、例えば、新電力のメニューが旧一電よりも相当程度低廉であるなど、消費者にとって明らかに有利であるにもかかわらず、当該新電力へのスイッチングが進んでいないといった事象の有無を当該地域で広く低圧事業を行っている新電力事業者等へのヒアリング等により確認し、必要な対応を検討

競争者が利用可能な十分な供給余力について(必須要件)

- 解除後の「十分な供給余力」については、各エリア毎に、
 - ① 休廃止する発電所、新設される発電所の状況や連系線も考慮の上、解除時以降も、年間最大需要を相当程度上回る供給力※1が確保される見込みであることを確認し、かつ、
 - ② 当該エリアにおいて、解除後も、当面、余剰電源の全て※2が経済合理的に卸電力市場に継続的に投入されることを求めることとし、その量や価格等の確認を行うこととしてはどうか。

※1具体的な水準については資源エネルギー庁・広域機関と協議の上、引き続き検討する。

※2旧一般電気事業者（小売・発電部門）が確保している供給力（計画停止、計画外停止分を除く）から自社想定需要、小売予備力及び入札制約を除いたもの。

※3エリアの需要が全体として減少傾向である状況において、当該期間における卸市場の競争が促進され、経済合理性に基づき、余剰電源が休廃止せず運用され続けている場合は、小売市場における競争も活発に行われる可能性が存在することに留意する。

(参考)指定等基準の具体的イメージ④

第5回電気の経過措置料金に関する専門会合
(平成31年1月25日)資料より抜粋

要件

指定等基準のイメージ

事務局整理案(要約)

2. 十分な競争圧力の存在
(第二要件)

2-1:
低圧部門の市場構造

【再掲】

◆有力で独立した複数の競争者の存在、競争者の供給余力の状況、その他小売電気事業者間の競争関係に関する事情を総合的に勘案し、小売電気事業者間の競争関係によって、みなし小売電気事業者が不当な値上げを行うことが困難となる蓋然性が高いと認められないこと。

その他(隣接市場からの競争圧力)

- 電気については、隣接市場からの競争圧力は基本的には限定的ではないか。このため、詳細審査時において、隣接市場からの競争圧力は特段の事業がない限り考慮する必要は乏しいのではないか。

2. 十分な競争圧力の存在
(第二要件)

2-2:
低圧部門の市場行動

//

- 新規参入の状況については、エリアによってばらつきはあるものの、現時点では、目立った参入障壁は確認されず。
- 競争者との価格協調の動向について、一部エリアの主要な競争者間で類似した体系の料金メニューとなっているものの、単価設定については差異が存在。
- 以上を踏まえ「低圧部門の市場行動」要件については、基本的に、競争研中間論点整理を維持することとし、新規参入の状況や価格協調の有無、動向等を適切に考慮するとともに、必要に応じて、複数要件を厳格化することなどを検討することを明確化。

(参考)指定等基準の具体的イメージ⑤

第5回電気の経過措置料金に関する専門会合
(平成31年1月25日)資料より抜粋・一部修正

要件

指定等基準のイメージ

事務局整理案(要約)

3. 競争の
持続的確保
(第三要件)
3-1:
競争基盤の
構築状況

◆円滑なスイッチングを可能とする仕組み及び体制等の整備状況その他の事情を総合的に判断し、小売電気事業者間の適正な競争関係が長期的に継続する蓋然性が高いと認められないこと。

- スwitchingの容易性の担保については、現況では、スマートメータの設置は順調に進捗しており、その他の手続面等における大きな課題は見受けられない。したがって、「競争基盤の構築状況」要件については、競争研中間論点整理のとおり、スマートメータの設置状況を確認するとともに、その他の手続面において、当該エリアにおいてスイッチング手続を煩雑化する特段の要因があるか、また、スイッチングの標準処理期間が遵守されていないといった状況がないかを念のため、定性的に確認しつつ、詳細審査時の総合判断においてその普及状況を考慮。
- 他方、現行のスマートメータの設置を前提としたスイッチングの運用を踏まえると、旧一般電気事業者が不当な値上げを行った場合に、消費者等が円滑にスイッチングを行うためにスマートメータの普及状況が過度な障害となっているかについても追加的に確認する必要があるのではないか。(スマートメータ設置を前提としないスイッチングの運用により対応することが可能であれば、その旨の確認も含む。)

3. 競争の
持続的確保
(第三要件)
3-2:
競争的環境
の持続性

議論継続中

議論継続中

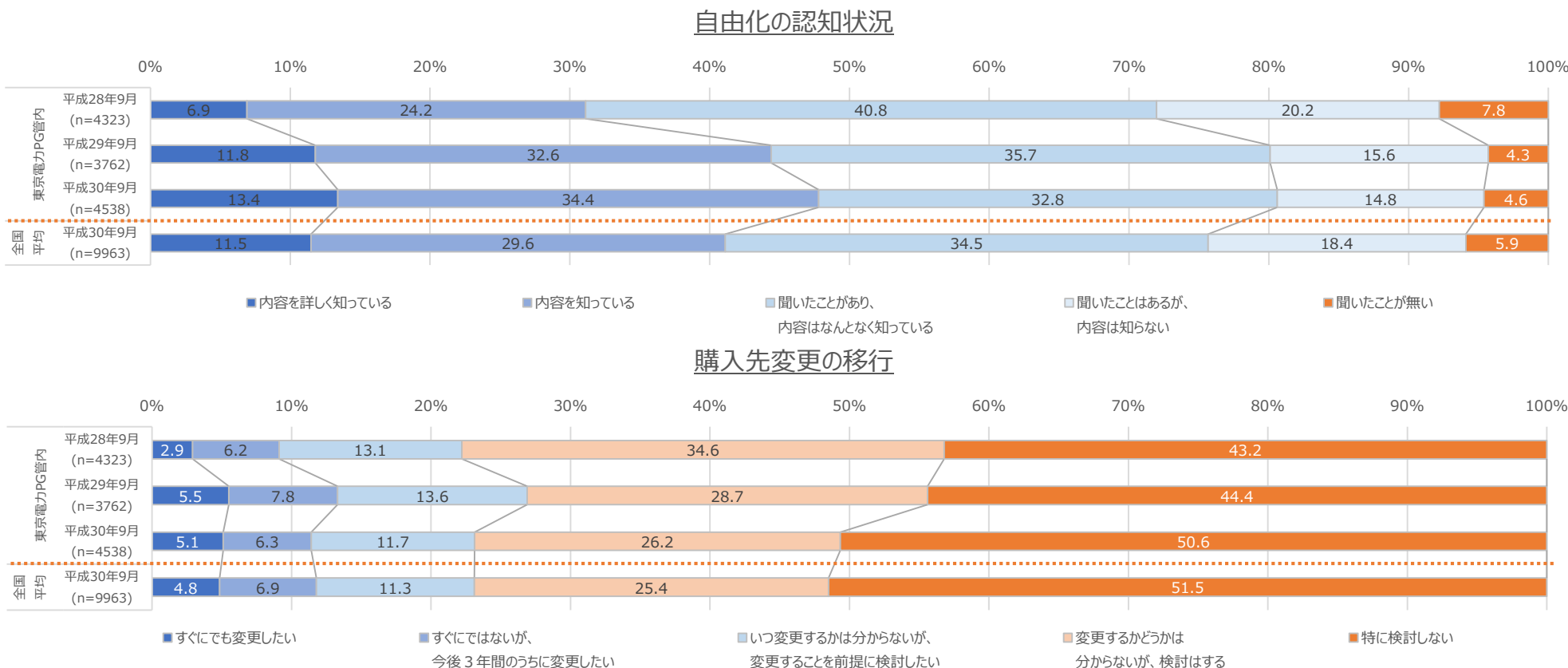
< 東京電力エリア >

1. 消費者等の状況（第一要件）
2. 十分な競争圧力の存在（第二要件）
 - 2－1：低圧部門の市場構造
 - 2－2：低圧部門の市場行動
3. 競争の持続的確保（第三要件）
 - 3－1：競争基盤の構築状況

1. 消費者等の状況

現在の消費者の関心（自由化の認知状況、購入先の変更意向）

- 東京電力エリアにおける自由化の認知状況についてみると、「聞いたことはあるが、内容は知らない」も含めれば認知度は95%を超えており、「内容を知っている」とする回答者の割合も48.7%となっている（全国平均値以上の水準）。
- 他方で、広義スイッチングに関する消費者の意識についてみると、「特に検討しない」との回答が増加し、過半を占める結果となっていることに留意が必要である。

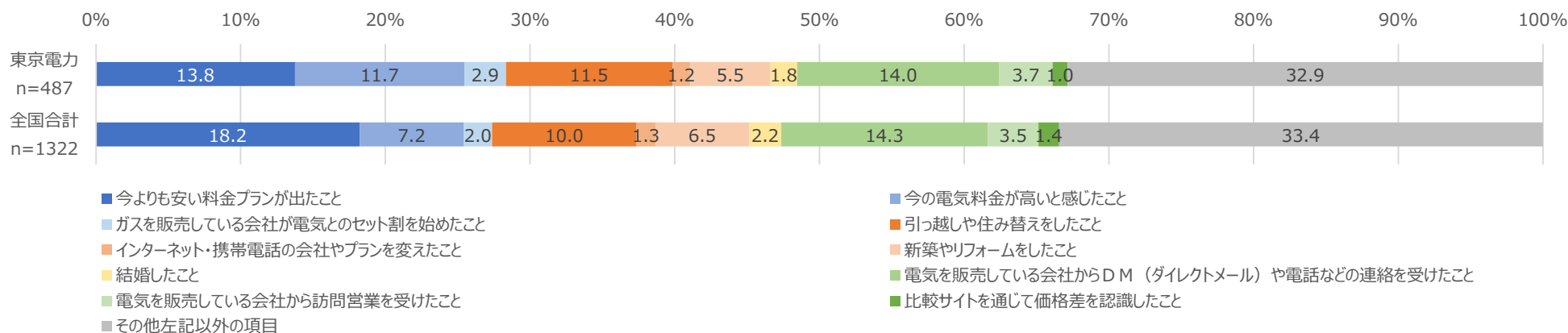


1. 消費者等の状況

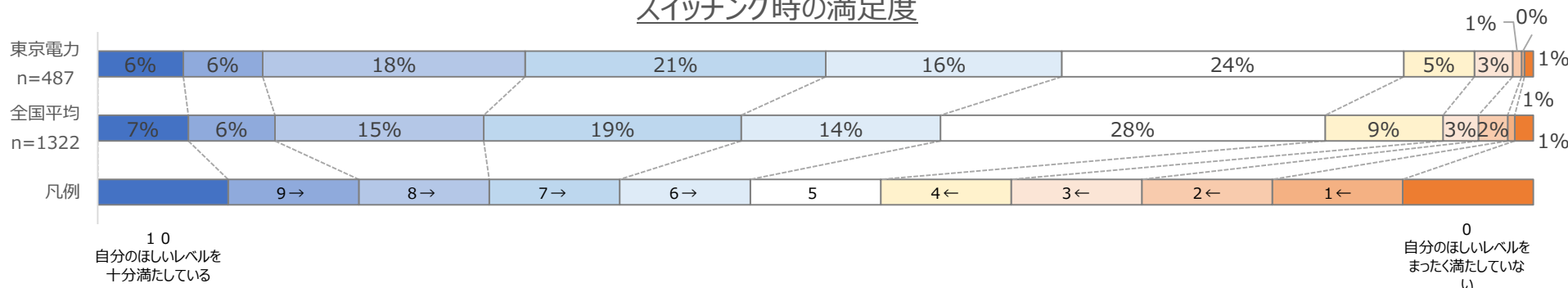
現在の消費者の満足度②（スイッチングの決め手、満足度）

- スwitchingの決め手となった要素は、電気料金水準に関するものが多いが、それ以外にもライフイベントや外部からの情報提供が決め手となりスイッチングに至ったケースも多くみられる（全国的な傾向と同じ）。
- 東京電力エリアにおける実際に広義のスイッチングを実施した需要家の満足度については、自分の欲しいレベルを「十分満たしている」から「まったく満たしていない」の10段階で評価すると、「満足している」側(6以上)が約67%となっており、「満足している」側(6以上)の全国平均の61%より高い結果となっている。

スイッチング実施の理由（決め手）



スイッチング時の満足度

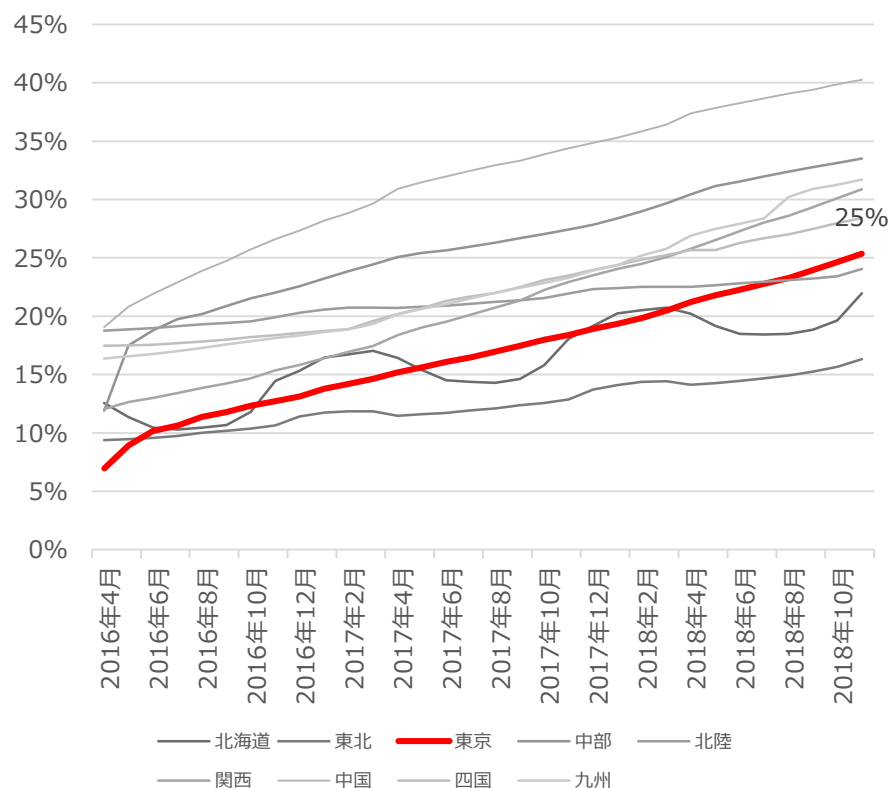


1. 消費者等の状況

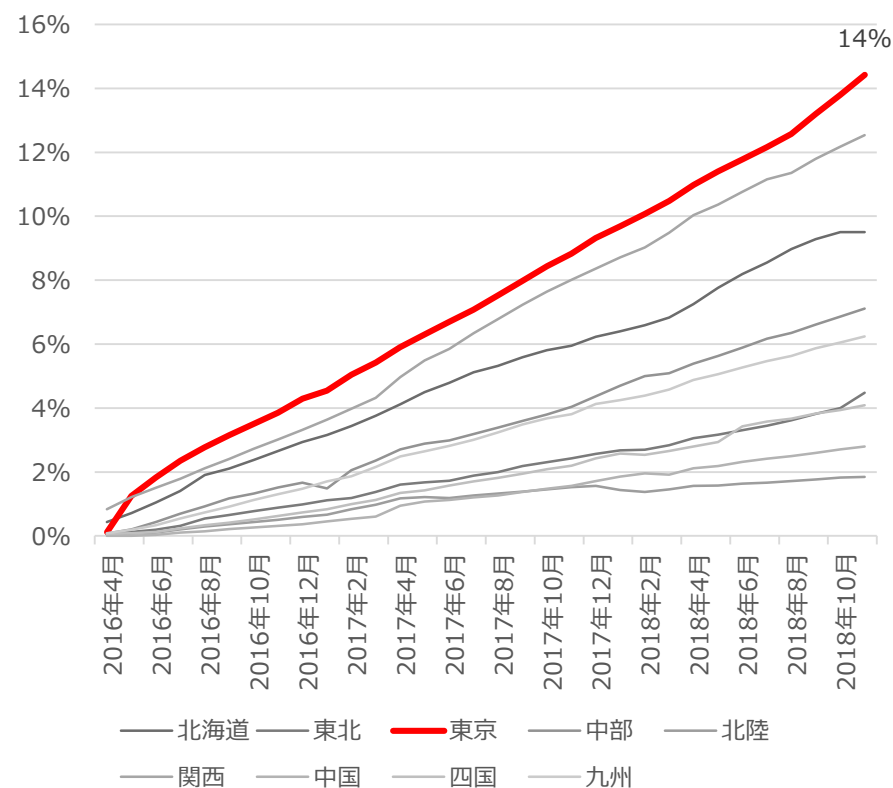
スイッチングの動向①（累積）

- 東京電力エリアの累積のスイッチング率の動向をみると、広義（小売電気事業者の切替＋みなし小売内の規制料金から自由料金への切替）については平均的な水準で推移しているものの、狭義（みなし小売電気事業者からの切替）については、全国で最も高い水準で推移している。

累積スイッチング率（広義）



累積スイッチング率（狭義）



（出所）電力取引報より事務局作成

（備考）累積スイッチング率（広義）＝ $1 - \frac{\text{各時点の当該エリアの旧一般電気事業者の規制料金の契約口数}}{\text{各時点の総契約口数}}$

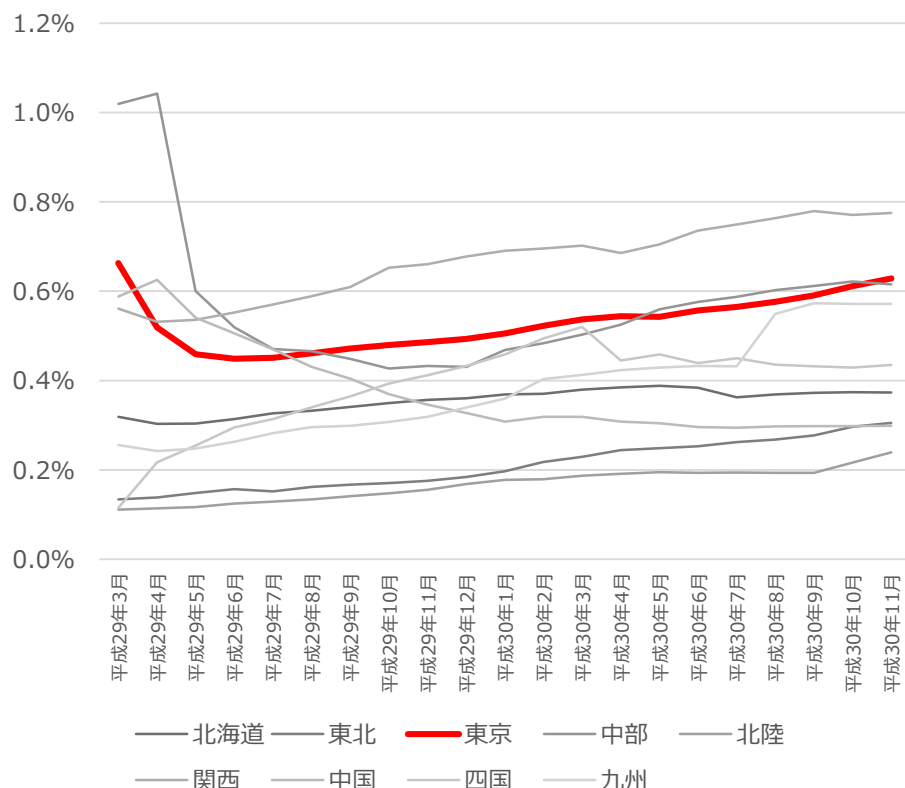
累積スイッチング率（狭義）＝ $\frac{\text{各時点における当該エリアの旧一般電気事業者以外の事業者の契約口数}}{\text{各時点の総契約口数}}$

1. 消費者等の状況

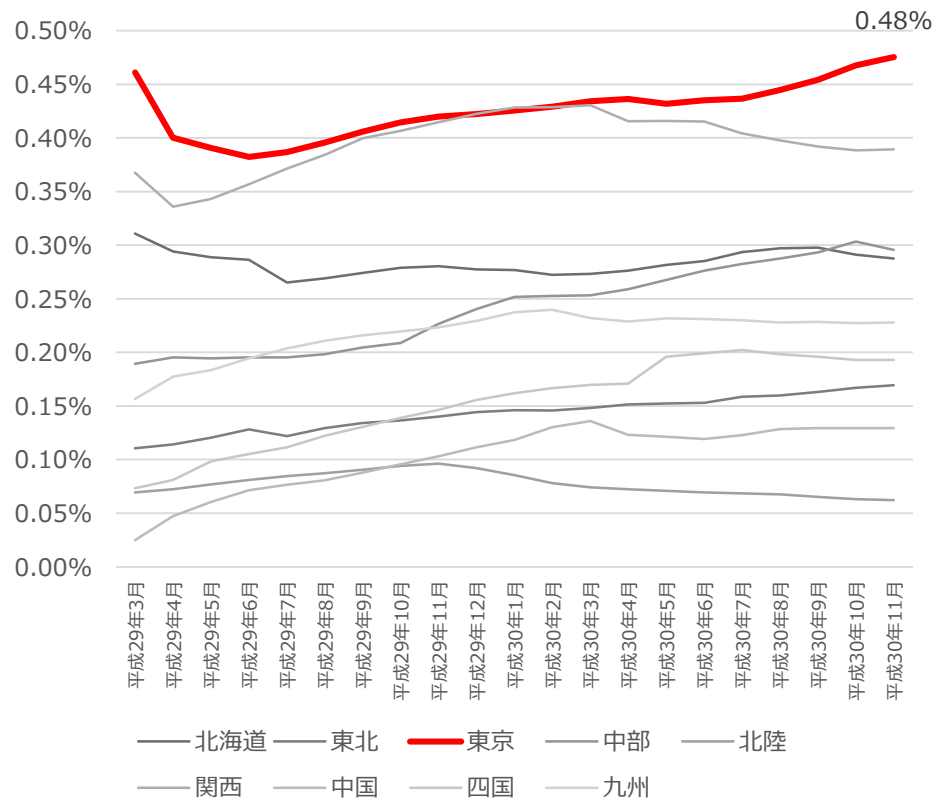
スイッチングの動向②（フロー）

- 東京電力エリアのフローのスイッチング率の動向をみると、累積と同様、広義（小売電気事業者の切替＋みなし小売内の規制料金・自由料金間の切替）については平均的な水準で推移しているものの、狭義（みなし小売電気事業者からの切替）については、全国で最も高い水準で推移しており、現時点で鈍化の兆候は確認されない。

フロースイッチング率（広義）



フロースイッチング率（狭義）



（出所）電力取引報より事務局作成。12ヶ月移動平均。

（備考）フロースイッチング率（広義）＝（当該月における他事業者へのスイッチング件数＋旧一般電気事業者の規制料金・自由料金間の変更件数）／各時点の総契約口数

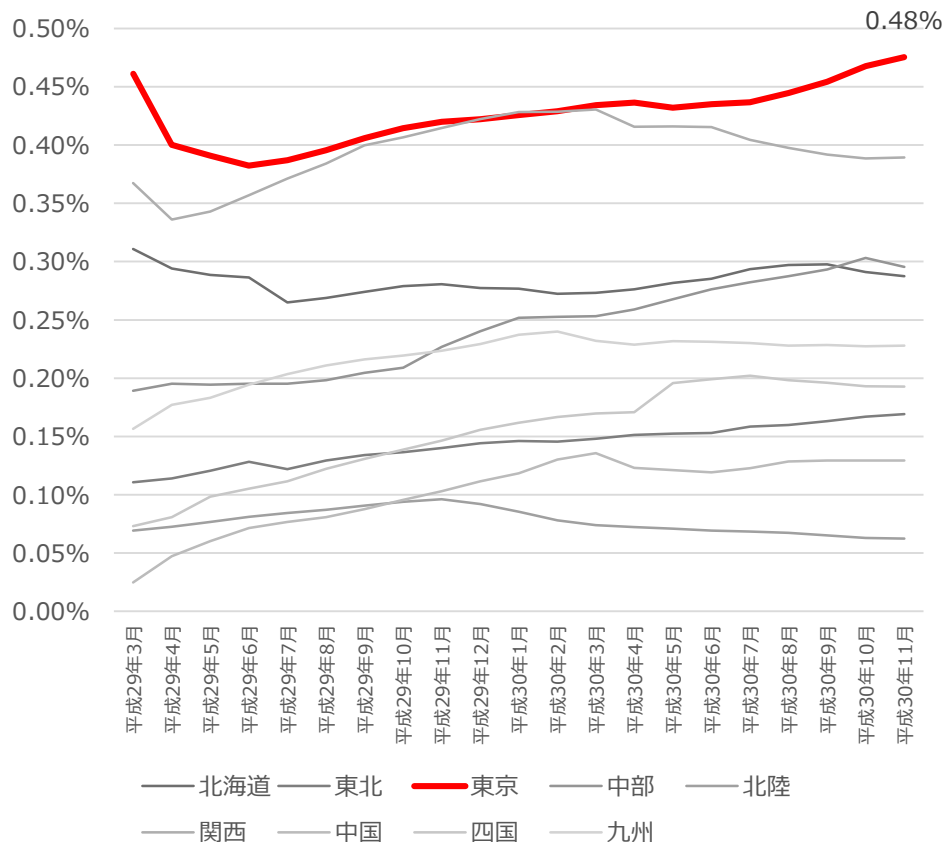
フロースイッチング率（狭義）＝（当該月における当該エリア内旧一般電気事業者からその他事業者へのスイッチング件数－その他事業者からエリア内旧一般電気事業者へのスイッチング件数）／各時点の総契約口数

1. 消費者等の状況

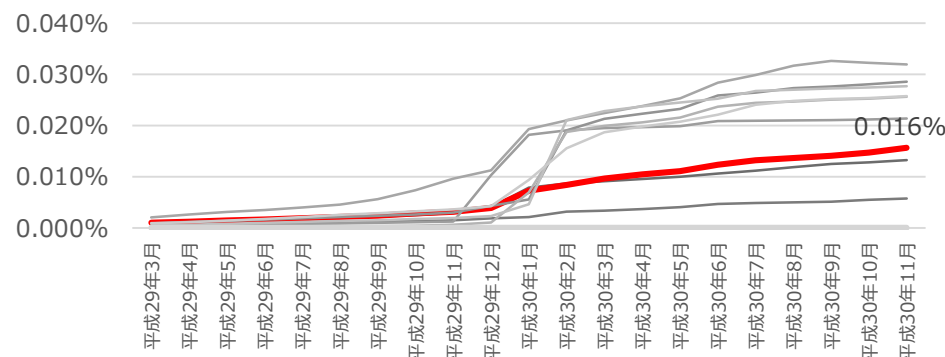
スイッチングの動向③（フロー詳細）

- 東京電力エリアのフローのスイッチング率の内訳をみると、エリア旧一般電気事業者から新電力への変更は全国で最も高い水準となっているが、新電力から旧一般電気事業者、新電力間については平均的な水準となっている。

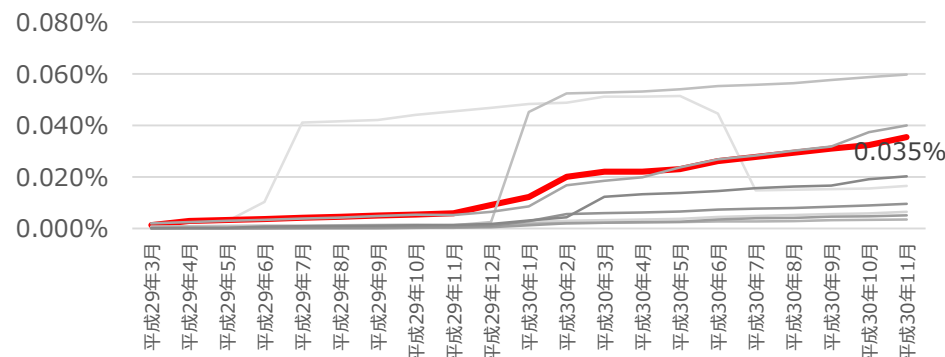
エリア旧一般電気事業者から新電力への変更
(12ヶ月移動平均)



新電力からエリア旧一般電気事業者への変更
(12ヶ月移動平均)



新電力から新電力への変更
(12ヶ月移動平均)



（出所）電力取引報より事務局作成

（備考）フロースイッチング率（事業者間）＝当該月における他事業者へのスイッチング件数／各時点の当該エリアの総契約口数 なお、ここでは新電力に域外のみなし小売電気事業者が含まれる。

< 東京電力エリア >

1. 消費者等の状況（第一要件）
2. 十分な競争圧力の存在（第二要件）
 - 2－1：低圧部門の市場構造
 - 2－2：低圧部門の市場行動
3. 競争の持続的確保（第三要件）
 - 3－1：競争基盤の構築状況

2 - 1 市場構造

みなし小売電気事業者の地位に関する評価

- エリアのみなし小売電気事業者のブランド力等の存在によって、新電力が選好されない、競争が進展していないといった具体的な状況の有無について、当該エリア内で広く低圧事業を行っている新電力に対してヒアリングを行った。
- 一部の新電力から、「みなし小売電気事業者の方が電力事業者としての知名度も高く、一部の需要家においては、信頼できる・停電が起きにくい、といった認識から、みなし小売電気事業者を選好する傾向にある」といった指摘もみられた。他方、「他エリアのみなし小売電気事業者と比較すれば、その影響は限定的」との指摘もあった。
- スwitchingが徐々に進みつつある現状を踏まえれば、現時点ではみなし小売電気事業者の地位が大きな競争上の障害になっているとまでは言い切れないものの、上記の指摘についても、競争圧力を評価する上で一定の考慮が必要と考えられるのではないか。このため、経済シミュレーションにおける消費者行動モデルにおいて必要な考慮を行うこととしてはどうか。

2-1 市場構造

十分な供給余力

- 「十分な供給余力」の評価については、次頁の通り、①休廃止する発電所、新設される発電所の状況や連系線も考慮の上、解除時以降も、年間最大需要を相当程度上回る供給力が確保される見込みであることを確認し、かつ、②当該エリアにおいて、解除後も、当面、余剰電源の全てが経済合理的に卸電力市場に継続的に投入されることを求める（自主的取組の継続）こととし、その量や価格等の確認を行うこととされた。
- ①については、最新の広域機関の供給計画取りまとめ（2018年3月公表、同年9月更新）により、今後10年間の東京エリアの供給予備率を確認すると、連系線を活用等すれば、安定供給に必要な予備率8%は確保される見通しであるが、まず「年間最大需要を相当程度上回る供給力」の具体的な水準は「安定供給に必要な予備率8%」でよいか。他方、広域機関より、今後もみなし小売電気事業者からの需要離脱に伴い、同事業者が保有している発電能力の休廃止が進んでいくおそれがあるのではないかと指摘がなされている。※供給計画とりまとめ後のエリア日一電における事情変更の有無を踏まえ、本要件を満たしているか否かについてどのように評価するべきか。
※ 容量市場の受渡開始前の供給力確保不足に向けた対応について、別途資源エネルギー庁の審議会において議論が行われている。
- また、②については、余剰電源の全量市場投入その他の自主的取組について、現時点で、東京電力E Pが改廃する予定がないことを確認の上、引き続き、事務局においてもその実施状況を注視していくことで、本要件を満たすか否かを評価することによいか。

(参考)「平成30年度供給計画取りまとめ」における予備率の見通し

2018～2027年度(8月15時)予備率(連系線活用後)

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
北海道	23.5%	12.8%	30.7%	30.5%	31.2%	31.4%	31.3%	31.6%	31.3%	42.2%
東北	8.7%	8.9%	11.8%	9.7%	9.3%	13.1%	14.9%	14.6%	14.9%	14.9%
東京	8.7%	8.9%	11.8%	9.7%	9.3%	13.1%	14.9%	14.6%	14.9%	14.9%
中部	15.1%	11.7%	13.9%	9.7%	12.0%	13.2%	14.9%	14.6%	14.9%	14.9%
北陸	15.1%	11.7%	13.9%	9.7%	12.0%	13.7%	14.9%	14.6%	14.9%	14.9%
関西	15.1%	11.7%	13.9%	9.7%	12.0%	13.7%	14.9%	14.6%	14.9%	14.9%
中国	15.1%	11.7%	13.9%	9.7%	12.0%	13.7%	14.9%	14.6%	14.9%	14.9%
四国	15.1%	11.7%	13.9%	9.7%	12.0%	13.7%	14.9%	14.6%	14.9%	14.9%
九州	15.1%	11.7%	17.9%	18.9%	20.5%	21.1%	15.6%	15.9%	14.9%	14.9%

2018～2027年度(8月17時)予備率(連系線活用後)

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
北海道	21.8%	10.9%	28.3%	28.1%	28.8%	29.0%	28.9%	29.2%	28.9%	39.8%
東北	8.4%	8.5%	11.3%	8.4%	8.7%	11.7%	12.8%	13.0%	13.0%	12.9%
東京	8.4%	8.5%	11.3%	8.4%	8.7%	11.7%	12.8%	13.0%	13.0%	12.9%
中部	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
北陸	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
関西	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
中国	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
四国	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
九州	12.6%	10.0%	11.8%	9.6%	10.9%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%

2018～2027年度(8月19時)予備率(連系線活用後)

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
北海道	23.5%	12.2%	29.9%	29.5%	30.3%	30.6%	30.5%	30.7%	30.4%	41.5%
東北	10.0%	10.0%	13.0%	9.9%	10.1%	13.1%	14.3%	14.5%	14.5%	14.3%
東京	10.0%	10.0%	13.0%	9.9%	10.1%	13.1%	14.3%	14.5%	14.5%	14.3%
中部	14.7%	12.0%	13.4%	9.9%	11.2%	13.1%	13.7%	12.7%	12.9%	12.8%
北陸	14.7%	12.0%	13.4%	9.9%	11.2%	13.1%	13.7%	12.7%	12.9%	12.8%
関西	14.7%	12.0%	13.4%	9.9%	11.2%	13.1%	13.7%	12.7%	12.9%	12.8%
中国	14.7%	12.0%	13.4%	9.9%	11.2%	13.1%	13.7%	12.7%	12.9%	12.8%
四国	14.7%	12.0%	13.4%	9.9%	11.2%	13.1%	13.7%	12.7%	12.9%	12.8%
九州	14.7%	12.0%	13.4%	9.9%	11.2%	13.1%	13.7%	12.7%	12.9%	12.8%

(参考)「平成30年度供給計画取りまとめ」における予備率の見通し評価

- 2018年3月30日の電力広域的運営推進機関による「平成30年度供給計画の取りまとめに関する経済産業大臣への意見」によると、複数のエリアの予備率が減少傾向にあり、2024年の容量市場による容量確保を待たずに需給ひっ迫する懸念が示されている。

電力広域的運営推進機関 平成30年度供給計画の取りまとめに関する経済産業大臣への意見より抜粋

本年の取りまとめでは、中央3エリアに加え、その他のエリア（特に、東北・四国・九州エリア）においてもその傾向がみられ、エリアの予備率が減少していることが分かった。その結果、連系線を活用してエリア間で均平化した需給バランスにおいて、時間帯によっては広範囲のエリアで予備率が8%を下回るという結果となった。

旧一般電気事業者（小売及び発電部門）からのヒアリングや、その他関連する情報などをもとに、経年火力の休廃止など供給力を減少させている背景にある要因について考察すると、以下のとおり。

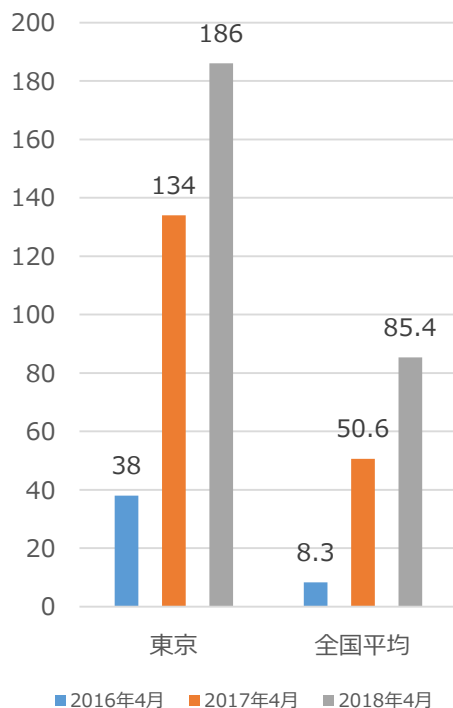
- 旧一般電気事業者の小売部門（みなし小売電気事業者）では、自社から離脱していく需要（離脱需要）が現在と同じペースで年々増大した場合、2027年度（10年先）では、全国計でエリア需要の22%（中央3エリアでは25%）になると想定している状況。
- そのため、今回の供給計画では、みなし小売電気事業者のうち中央3社を含む5社からは、長期（10年先）の供給力として自社需要の1～3%の予備力を保有するとの届出がなされており、それ以上の供給力については自社発電部門（発電事業者）の発電余力として整理している状況。
- 発電余力となっている電源は、競争力の劣る経年火力などであることから稼働率が低下し、さらに再生可能エネルギーの導入拡大等を勘案すれば市場価格も低下することになり、発電余力の維持に必要な電源を限界費用で市場に投入すれば維持できないケースが増えていくと推測しているのではないかと。

この傾向が今後も急速に進むものと想定すると、このままでは、容量市場による容量確保が開始する2024年度を待たずに需給ひっ迫することが現実的な問題として懸念される。このため本機関としては、

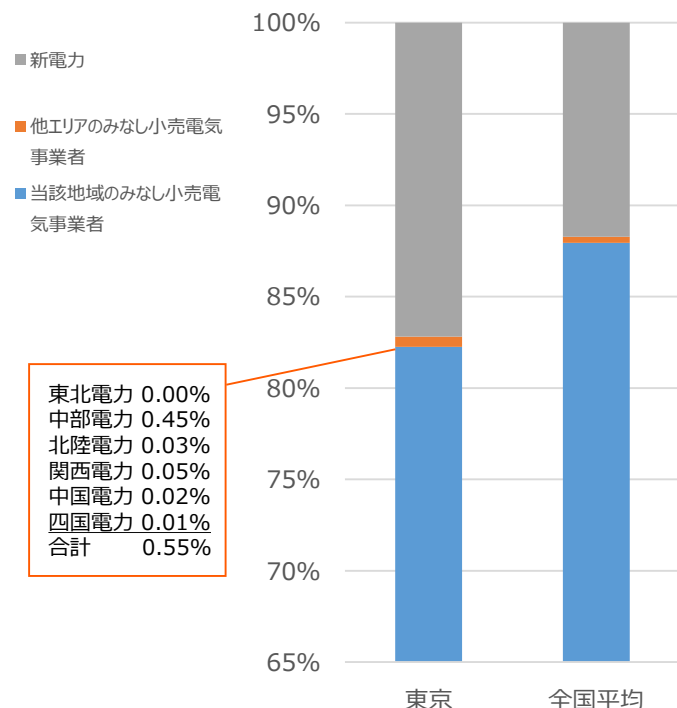
2-2 低圧部門の市場行動 新規参入、退出の状況

- 東京電力エリアについては、新電力の参入事業者数は全国平均と比べても大きく増加が続いており、他エリアのみなし小売電気事業者の進出数も最も多くなっている。
- また、他エリアのみなし小売電気事業者のシェアは0.55%であるものの、関西電力エリアに次いで2番目に多いエリアとなっている。
- 以上を踏まえ、十分な供給余力に問題がないことを前提として、特段の参入障壁は現時点では確認できないと評価できるか。

エリア別参入事業者数
(新電力のみ)



低圧部門における市場シェア
(販売電力量ベース・2018年11月時点)



エリア外進出のタイミング

供給区域	参入者	参入月
東京	東北電力	2016年6月
	中部電力	2016年5月
	北陸電力	2016年5月
	関西電力	2016年7月
	中国電力	2016年5月
	四国電力	2016年5月

2-2 低圧部門の市場行動

競争者との価格協調の動向（東京エリア）

- 東京エリアについて、低圧エリアシェア上位の新電力の主要料金メニューについて確認を行ったところ、経過措置料金メニューと類似した料金体系にはなっているものの、具体的な料金水準については、単価に一定の差異がある又はセット割の適用があるなど、その水準について差異がみられている。

※この背景には新電力が、消費者にとって（現行の料金大宗を占める経過措置料金との比較がしやすいという意味で）わかりやすい料金メニューを提示しようとするニーズがあると考えられる。

- 以上を踏まえれば、現時点では価格設定における協調的な行動が存在する具体的なおそれがあるとまではいえないと考えてよいか。

東京電力PG管内							
東電EP		東京ガス		KDDI		JXTG	
プラン名	料金設定の概要	プラン名	料金設定の概要	プラン名	料金設定の概要	プラン名	料金設定の概要
従量電灯B	基本料金： 10A：280.80円、15A：421.20円 20A：561.60円、30A：842.40円 40A：1,123.20円 50A：1,404.00円 60A：1,684.80円 電力量料金 ・～120kWh：19.52円/kWh ・121kWh～300kWh：26.00円/kWh ・301kWh～：30.02円/kWh	ずっとも電気1S (東京電力従量電灯Bに相当)	基本料金： 10A：280.80円、15A：421.20円 20A：561.60円、30A：842.40円 40A：1,123.20円 50A：1,404.00円 60A：1,684.80円 電力量料金： ・～120kWh：19.49円/kWh ・121kWh～300kWh：24.89円/kWh ・301kWh～：26.99円/kWh ※「ガス・電気セット割（定率A）」利用の場合は毎月の基本料金および電力量料金の合計の0.5%を割引	でんきMプラン (一般家庭向けプラン、東京電力従量電灯Bに相当)	東電EPの「従量電灯B」と基本料金、電力量料金とも同一の料金。 auでんきセット割利用の場合、毎月の電気料金に応じてWALLETポイントを還元 1か月の料金により還元率に変化 5,000円未満：1% 5,000円～8,000円未満：3% 8,000円以上：5%	従量電灯Bたっぷり プラン月額(kWh割プラン)	契約容量： 10A：280.80円、15A：421.20円 20A：561.60円、30A：842.40円 40A：1,123.20円 50A：1,404.00円 60A：1,684.80円 電力量料金 ・～120kWh：19.52円/kWh ・121kWh～300kWh：26.00円/kWh ・301kWh～600kWh：24.62円/kWh ・600kWh～：25.67円/kWh ※301kWh以上が割引対象
従量電灯C	基本料金：280.80円/KVA 電力量料金： ・～120kWh：19.52円/kWh ・121kWh～300kWh：26.00円/kWh ・301kWh～：30.02円/kWh	ずっとも電気2S (東京電力従量電灯Cに相当)	基本料金：280.80円/kVA 電力量料金： ・～360kWh：23.21円/kWh ・361kWh～：25.99円/kWh ※「ガス・電気セット割（定額A）」利用の場合は1契約あたり月額270円を割引。	でんきLプラン (事務所、店舗用プラン、東京電力従量電灯Cに相当)	東電EPの「従量電灯C」と基本料金、電力量料金とも同一の料金。 Auでんきセット割利用の場合、毎月の電気料金に応じてWALLETポイントを還元 (でんきMプランと同様)	従量電灯Cたっぷり プラン月額(kWh割プラン)	基本料金：280.80円/kWh 電力量料金： ・最初の120kWhまで：19.52円/kWh ・121kWh～300kWh：26.00円/kWh ・301kWh～600kWh：24.62円/kWh ・601kWh～：25.67円/kWh

(出所) 各社HPより作成。電気料金メニューの一部抜粋。

< 東京電力エリア >

1. 消費者等の状況（第一要件）
2. 十分な競争圧力の存在（第二要件）
 - 2－1：低圧部門の市場構造
 - 2－2：低圧部門の市場行動
3. 競争の持続的確保（第三要件）
 - 3－1：競争基盤の構築状況

3-1 競争基盤の構築状況：
スイッチングの容易性①／東京電力パワーグリッド

- 実際に東京電力管内において電気の購入先を変更した人からは「変更手続きは簡単だった」という声や、「変更手続きは30分未満で完了した」という声が数多く聞かれており、その割合は全国平均よりもおおむね上回っており、基本的にはスイッチングが容易な状態にあると考えてよい。

Q.あなたは、電気の購入先変更時の手続きは簡単だと思いましたか。(n=775, 単一回答)

	とても簡単だった	簡単だった	どちらとも言えない	やや難しかった	難しかった
東京電力管内	46.0%	39.3%	12.6%	2.2%	—
全国平均	42.7%	39.4%	15.2%	2.6%	0.1%

Q.あなたは、電気の購入先変更時の手続きに、どのくらいの時間がかかりましたか。(n=775, 単一回答)

	10分未満	10分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上	分からない
東京電力管内	22.3%	40.7%	14.4%	6.5%	1.0%	0.2%	0.2%	0.2%	14.6%
全国平均	21.5%	38.1%	15.5%	6.8%	1.3%	0.3%	0.5%	0.3%	15.7%

3-1 競争基盤の構築状況：

スイッチングの容易性②／東京電力パワーグリッド

- スwitching関連手続の実施状況について東京電力パワーグリッドよりヒアリングを実施したところ、計器取替工事の要否に関わらず、スイッチング（小売電気事業者の切り替え）はおおむね、標準処理期間内に完了している。また、スマートメーターが未設置のスイッチング希望においては、現場での臨時検針等を人手にて対応する場合があるため、マンパワーの調整がスイッチングのボトルネックとなる可能性は一定程度存在するものの、スイッチング申込件数に対するスマートメーターの未設置の割合は減少しており、円滑なスイッチングに大きな支障はないと考えられるとのこと。前頁のアンケート結果や上記ヒアリング内容を踏まえれば、スイッチングの容易性については現時点で特段問題ないと考えてよいか。

			東電パワーグリッドからのヒアリング内容
スイッチングの容易性	スイッチング申込手続	事務処理対応 (スマメ設置有無にかかわらず必要)	システムと人手にて対応しており、月当たり20万件程度の事務処理を実施している。今後、処理件数が一時的に増加した場合であっても、対応に特段の懸念はない。
		現場処理対応 (スマメ未設置時に必要)	計器未取替の場合はスイッチング時までにスマメへの取り替えが必要※1。また、計器未取替かつ検針日以外のスイッチングであれば、現場出向し臨時検針する作業が必要となる。このため、場合によっては現場作業員のマンパワーの調整が必要となる。※2 ※1：スマートメーター設置が間に合わない場合においても標準処理期間内にスイッチングを完了させている。その場合、スイッチング後の電力使用量の提供のため、現場検針後、プロファイリング処理が必要となる。 ※2：2021年4月以降であれば、計器が全需要家に設置される予定なので、本処理は基本的には不要。
		スイッチング申込数に対するスマートメーター設置工事が必要な割合	現時点でのスイッチング申込件数は、月当たり20万件程度で、その内スマートメーターが設置されていない計器取替工事が必要な件数は全体の約30%である。また、この割合もスマートメータの普及に応じて、減少する傾向にある。
	スイッチング期間	標準処理期間	おおむね標準処理期間内にスイッチングが完了している。

(出所) 電力・ガス取引監視等委員会事務局による一般送配電事業者からのヒアリング内容を掲載

電力広域的運営推進機関が定めた低圧のスイッチングの標準処理期間

取替工事要否	標準処理期間	スイッチング可能期間
計器取替工事が必要	マッチング日 + 8 営業日 + 2 暦日	原則、標準処理期間満了日以降の検針日
計器取替工事が不要	マッチング日 + 1 営業日 + 2 暦日	標準処理期間満了日以降の日

(出所) 電力広域的運営推進機関 スwitching支援システムマニュアルより抜粋

3-1 競争基盤の構築状況：

スマートメーターの普及度合／東京電力パワーグリッド

- 東京電力エリアのスマートメーターの普及度合は、2018年3月末時点で、設置台数1602.3万台、設置率55.3%となっており、2021年3月末には、全需要家へ設置完了を見込んでいる。その普及状況については、設置率は全国平均49.4%を超えており設置完了時期は全国トップであることから、一定の評価が可能といえるのではないかと考えられる。また、前頁の通り、スマートメーターの普及状況が円滑なスイッチングの障害になるとは現時点では想定しがたいと考えられるのではないかと考えられる。

各年度末のスマートメーター導入台数計画（2018年3月末時点）

（設置台数／当初計画^{注1}（～2017年度）・設置予定台数（2018年度～））単位【万台】

電力会社 （設置予定台数）	2018年 3月末時点 での設置 台数 ^{注2} （万台） 及び設置率	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024
東京電力 （2,898万台）	1,602.3 55.3%	150/190	315/320	595/570	585/570	570	442	441				

注1）当初計画：第15回スマートメーター制度検討会（H26.12.9）注2）試験導入にて設置したスマートメーターを含む

（出所）電気事業連合会作成 スマートメーター設置状況（2017年度末実績反映版）より抜粋

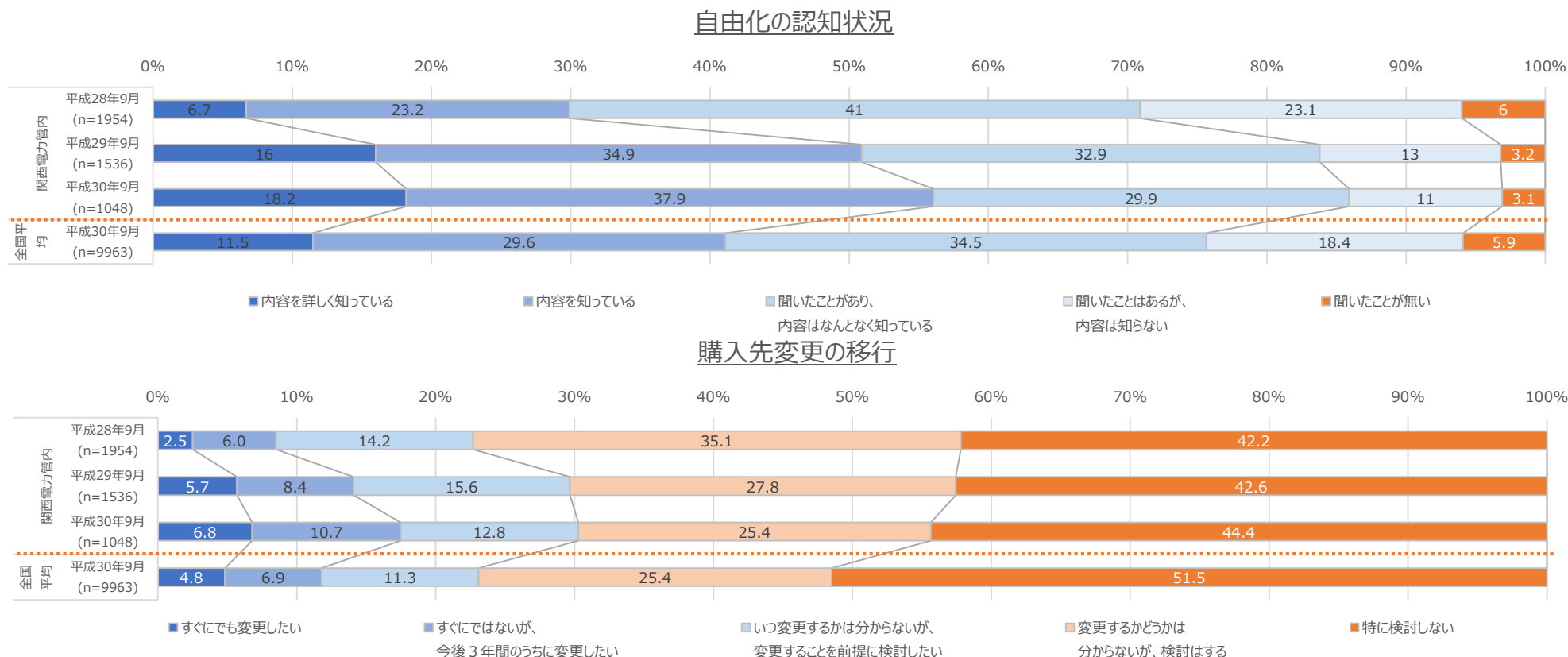
< 関西電力エリア >

1. 消費者等の状況（第一要件）
2. 十分な競争圧力の存在（第二要件）
 - 2－1：低圧部門の市場構造
 - 2－2：低圧部門の市場行動
3. 競争の持続的確保（第三要件）
 - 3－1：競争基盤の構築状況

1. 消費者等の状況

現在の消費者の関心（自由化の認知状況、購入先の変更意向）

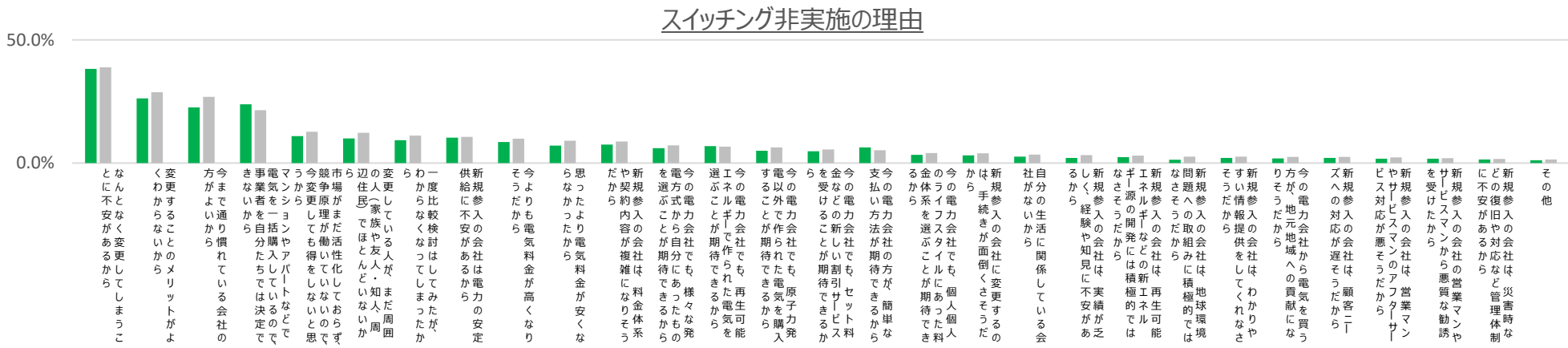
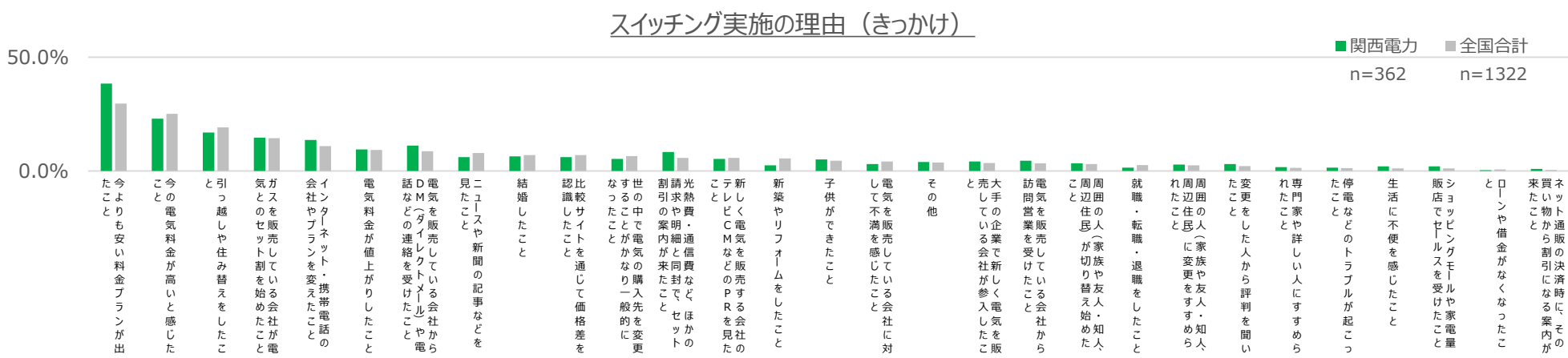
- 関西電力エリアにおける自由化の認知状況についてみると、「聞いたことはあるが、内容は知らない」も含めれば認知度は96%を超えており、「内容を知っている」とする回答者の割合も56.1%となっており、全国平均値と比較しても、認知度は高い水準となっている。
- 広義スイッチングに関する消費者の意識についてみると、「すぐに変更したい」「今後3年間のうちに変更したい」とする回答者が増加しており全国平均よりも高い。一方で、「特に検討しない」との回答も増加しており、スイッチングに対する個人の意向に差異がみられている。



1. 消費者等の状況

現在の消費者の満足度①（スイッチング実施のきっかけ、非実施の理由）

- 関西電力エリアのスイッチングのきっかけは、電気料金の水準や引っ越し等の「ライフイベント」に関するものが多い。また、ガス会社や通信会社によるメニュー提示がスイッチングのきっかけとなっているケースも相当程度みられる。（全国的な傾向と同じ。）
- 消費者がスイッチングを行なわない理由についても、スイッチングによるメリットが分からない（分かりにくい）ことや漠然とした不安感が存在することなどが挙げられている。（全国的な傾向と同じ。）

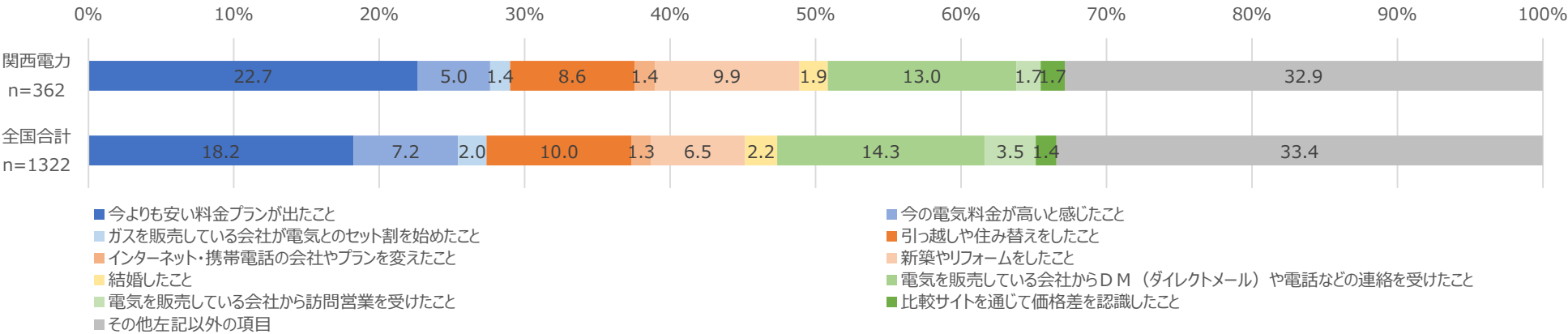


1. 消費者等の状況

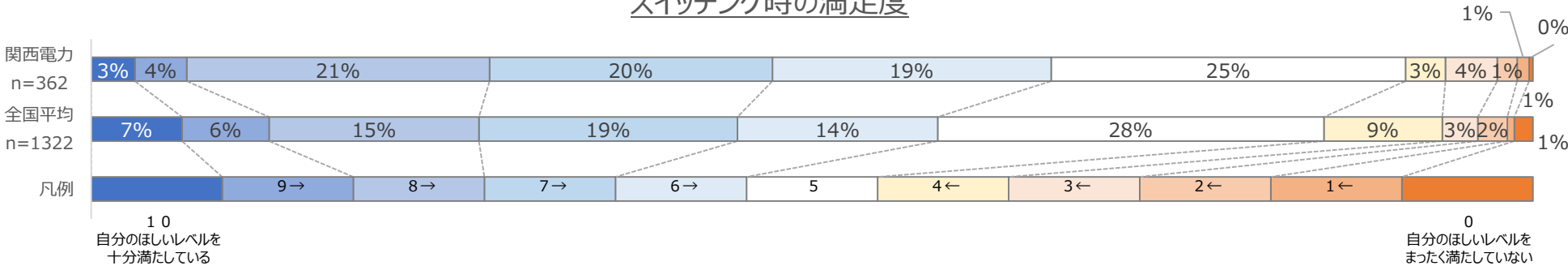
現在の消費者の満足度②（スイッチングの決め手、満足度）

- スwitchingの決め手となった要素は、全国平均と比較すると電気料金水準に関するものがやや多く見られたものの、それ以外の要素についてはライフイベントや外部からの情報提供など全国的な傾向とほぼ同様。
- 関西電力エリアにおける実際に広義のswitchingを実施した需要家の満足度については、自分の欲しいレベルを「十分満たしている」から「まったく満たしていない」の10段階で評価すると、「満足している」側(6以上)が約67%となっており、「満足している」側(6以上)の全国平均の61%より高い結果となっている。

switching実施の理由（決め手）



switching時の満足度

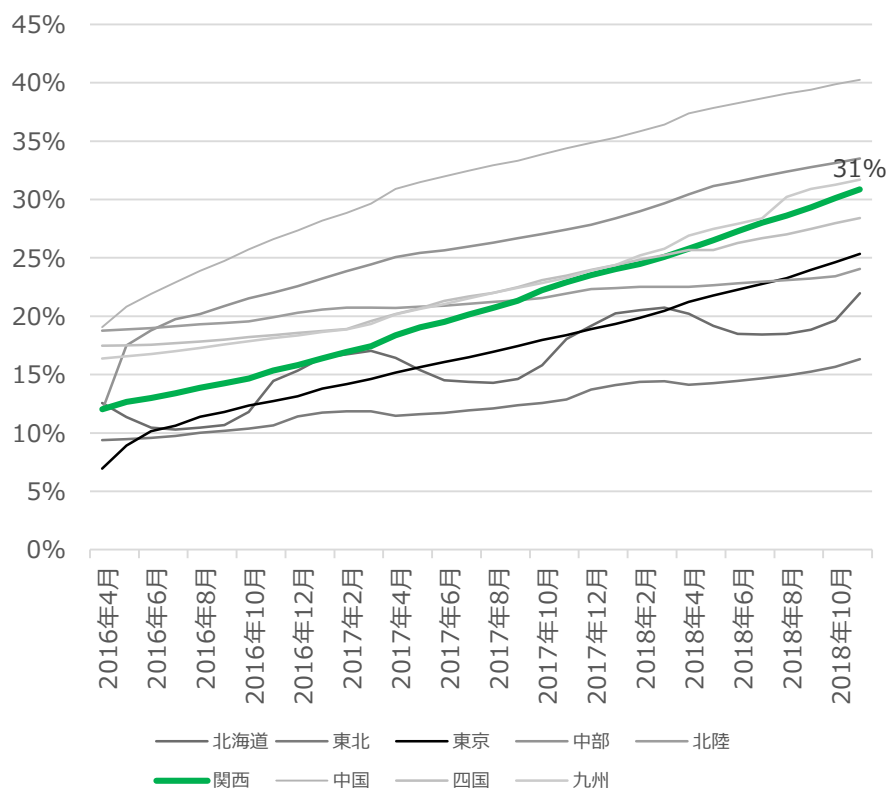


1. 消費者等の状況

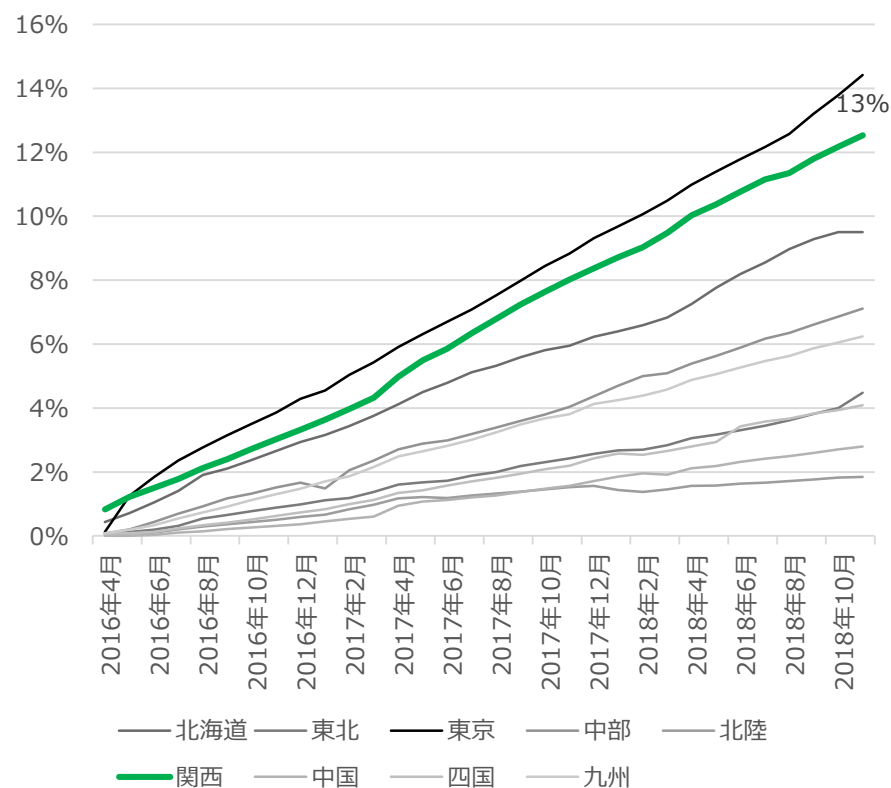
スイッチングの動向①（累積）

- 関西電力エリアの累積のスイッチング率の動向をみると、広義（小売電気事業者の切替＋みなし小売内の規制料金から自由料金への切替）については平均的な水準で推移しているものの、狭義（みなし小売電気事業者からの切替）については、東京に次いで全国で2番目に高い水準で推移している。

累積スイッチング率（広義）



累積スイッチング率（狭義）



（出所）電力取引報より事務局作成

（備考）累積スイッチング率（広義）＝ $1 - \left(\frac{\text{各時点の当該エリアの旧一般電気事業者の規制料金の契約口数}}{\text{各時点の総契約口数}} \right)$

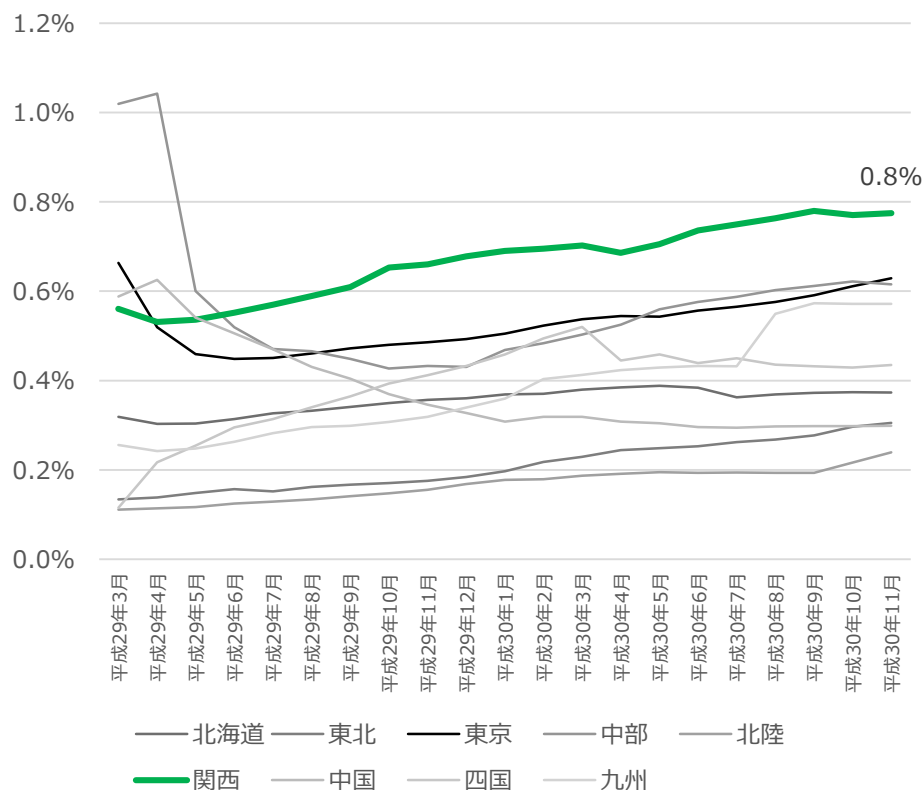
累積スイッチング率（狭義）＝ $\frac{\text{各時点における当該エリアの旧一般電気事業者以外の事業者の契約口数}}{\text{各時点の総契約口数}}$

1. 消費者等の状況

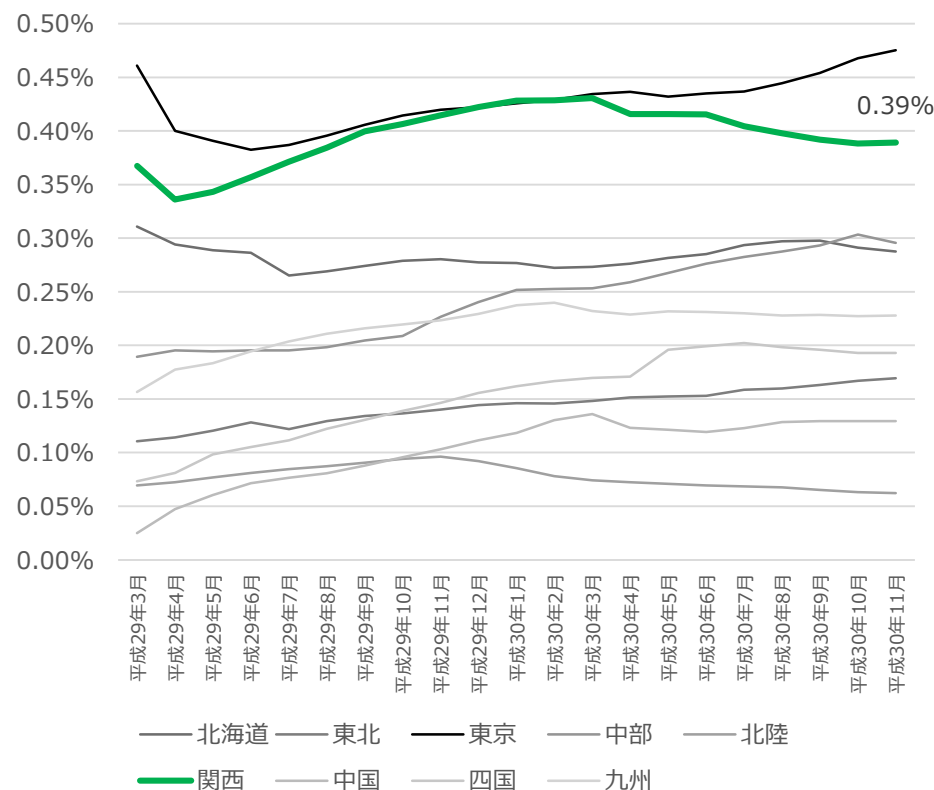
スイッチングの動向②（フロー）

- 関西電力エリアのフローのスイッチング率の動向をみると、広義（小売電気事業者の切替＋みなし小売内の規制料金・自由料金間の切替）については全国で最も高い水準で推移している。
- 狭義（みなし小売電気事業者からの切替）についても、東京に次ぐ2番目に高い水準で推移しており、現時点で鈍化の兆候は確認されない。

フロースイッチング率（広義）



フロースイッチング率（狭義）



（出所）電力取引報より事務局作成。12ヶ月移動平均。

（備考）フロースイッチング率（広義）＝（当該月における他事業者へのスイッチング件数＋旧一般電気事業者の規制料金・自由料金間の変更件数）／各時点の総契約口数

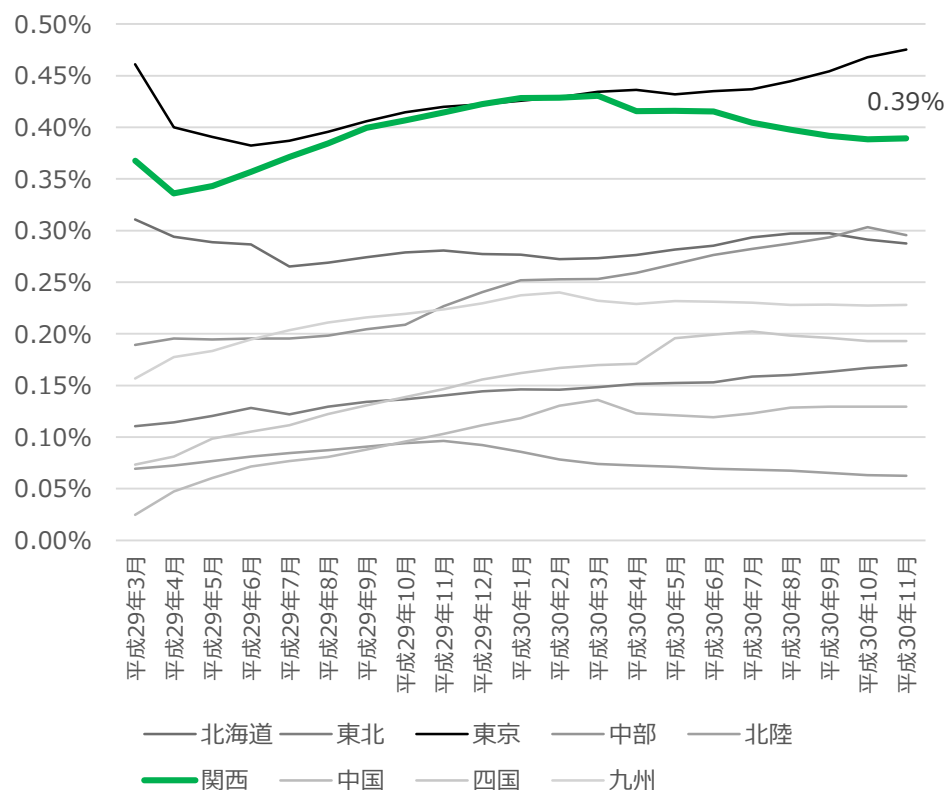
フロースイッチング率（狭義）＝（当該月における当該エリア内旧一般電気事業者からその他事業者へのスイッチング件数－その他事業者からエリア内旧一般電気事業者へのスイッチング件数）／各時点の総契約口数

1. 消費者等の状況

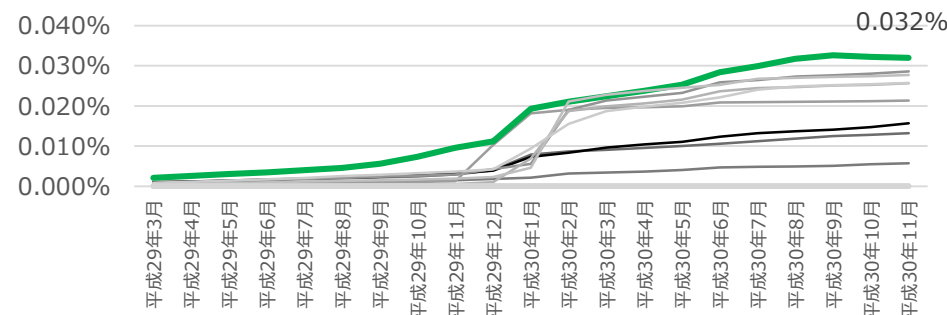
スイッチングの動向③（フロー詳細）

- なお、広義スイッチングのフローを詳細にみると、新電力から関西電力へのフローのスイッチング率については、新規参入者の事業撤退の影響等もあって、平成30年1月から増加傾向にあり、現在では全国で最も高い水準となっている。

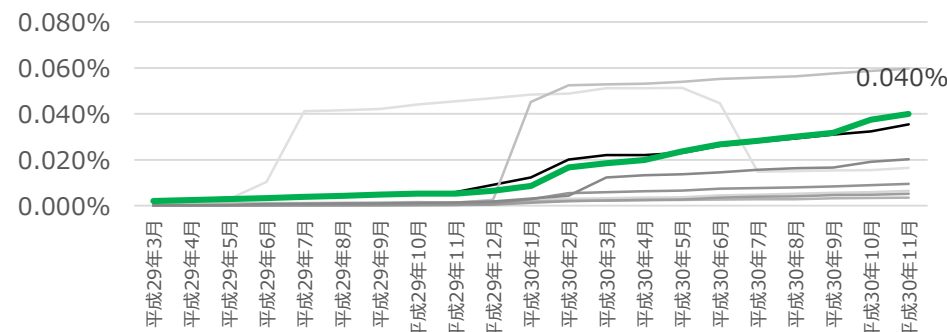
エリア旧一般電気事業者から新電力への変更
(狭義スイッチング:12ヶ月移動平均)



新電力からエリア旧一般電気事業者への変更
(広義スイッチング:12ヶ月移動平均)



新電力から新電力への変更
(広義スイッチング:12ヶ月移動平均)



< 関西電力エリア >

1. 消費者等の状況（第一要件）
2. 十分な競争圧力の存在（第二要件）
 - 2－1：低圧部門の市場構造
 - 2－2：低圧部門の市場行動
3. 競争の持続的確保（第三要件）
 - 3－1：競争基盤の構築状況

2 - 1 市場構造

みなし小売電気事業者の地位に関する評価

- エリアのみなし小売電気事業者のブランド力等の存在によって、新電力が選好されない、競争が進展していないといった具体的な状況の有無について、当該エリア内で広く低圧事業を行っている新電力に対してヒアリングを行った。
- 一部の新電力から、「みなし小売電気事業者の方が電力事業者としての知名度も高く、一部の需要家においては、信頼できる・停電が起きにくい、といった認識から、みなし小売電気事業者を選好する傾向にある」といった指摘もみられたものの、「過去の値上げ等により好意的な印象を持たない需要家も存在する」といった声も一部から聞かれた。
- スwitchingが徐々に進みつつある現状を踏まえれば、現時点ではみなし小売電気事業者の地位が大きな競争上の障害になっているとまでは言い切れないものの、上記の指摘についても、競争圧力を評価する上で一定の考慮が必要と考えられるのではないかと。このため、経済シミュレーションにおける消費者行動モデルにおいて必要な考慮を行うこととしてはどうか。

2-1 市場構造 十分な供給余力

- 「十分な供給余力」の評価については、次頁の通り、①休廃止する発電所、新設される発電所の状況や連系線も考慮の上、解除時以降も、年間最大需要を相当程度上回る供給力が確保される見込みであることを確認し、かつ、②当該エリアにおいて、解除後も、当面、余剰電源の全てが経済合理的に卸電力市場に継続的に投入されることを求める（自主的取組の継続）こととし、その量や価格等の確認を行うこととされた。
- ①については、最新の広域機関の供給計画取りまとめ（2018年3月公表、同年9月更新）により、今後10年間の関西エリアの供給予備率を確認すると、連系線を活用等すれば、安定供給に必要な予備率8%は確保される見通しであるが、まず「年間最大需要を相当程度上回る供給力」の具体的な水準は「安定供給に必要な予備率8%」でよいか。他方、広域機関より、今後もみなし小売電気事業者からの需要離脱に伴い、同事業者が保有している発電能力の休廃止が進んでいくおそれがあるのではないかと指摘がなされている。※供給計画とりまとめ後のエリア日一電における事情変更の有無を踏まえ、本要件を満たしているか否かについてどのように評価するべきか。
※容量市場の受渡開始前の供給力確保不足に向けた対応について別途資源エネルギー庁の審議会において議論が行われている。
- また、②については、余剰電源の全量市場投入その他の自主的取組について、現時点で、関西電力が改廃する予定がないことを確認の上、引き続き、事務局においてもその実施状況を注視していくことで、本要件を満たすか否かを評価することによいか。

(参考)「平成30年度供給計画取りまとめ」における予備率の見通し

2018～2027年度(8月15時)予備率(連系線活用後)

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
北海道	23.5%	12.8%	30.7%	30.5%	31.2%	31.4%	31.3%	31.6%	31.3%	42.2%
東北	8.7%	8.9%	11.8%	9.7%	9.3%	13.1%	14.9%	14.6%	14.9%	14.9%
東京	8.7%	8.9%	11.8%	9.7%	9.3%	13.1%	14.9%	14.6%	14.9%	14.9%
中部	15.1%	11.7%	13.9%	9.7%	12.0%	13.2%	14.9%	14.6%	14.9%	14.9%
北陸	15.1%	11.7%	13.9%	9.7%	12.0%	13.7%	14.9%	14.6%	14.9%	14.9%
関西	15.1%	11.7%	13.9%	9.7%	12.0%	13.7%	14.9%	14.6%	14.9%	14.9%
中国	15.1%	11.7%	13.9%	9.7%	12.0%	13.7%	14.9%	14.6%	14.9%	14.9%
四国	15.1%	11.7%	13.9%	9.7%	12.0%	13.7%	14.9%	14.6%	14.9%	14.9%
九州	15.1%	11.7%	17.9%	18.9%	20.5%	21.1%	15.6%	15.9%	14.9%	14.9%

2018～2027年度(8月17時)予備率(連系線活用後)

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
北海道	21.8%	10.9%	28.3%	28.1%	28.8%	29.0%	28.9%	29.2%	28.9%	39.8%
東北	8.4%	8.5%	11.3%	8.4%	8.7%	11.7%	12.8%	13.0%	13.0%	12.9%
東京	8.4%	8.5%	11.3%	8.4%	8.7%	11.7%	12.8%	13.0%	13.0%	12.9%
中部	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
北陸	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
関西	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
中国	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
四国	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
九州	12.6%	10.0%	11.8%	9.6%	10.9%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%

2018～2027年度(8月19時)予備率(連系線活用後)

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
北海道	23.5%	12.2%	29.9%	29.5%	30.3%	30.6%	30.5%	30.7%	30.4%	41.5%
東北	10.0%	10.0%	13.0%	9.9%	10.1%	13.1%	14.3%	14.5%	14.5%	14.3%
東京	10.0%	10.0%	13.0%	9.9%	10.1%	13.1%	14.3%	14.5%	14.5%	14.3%
中部	14.7%	12.0%	13.4%	9.9%	11.2%	13.1%	13.7%	12.7%	12.9%	12.8%
北陸	14.7%	12.0%	13.4%	9.9%	11.2%	13.1%	13.7%	12.7%	12.9%	12.8%
関西	14.7%	12.0%	13.4%	9.9%	11.2%	13.1%	13.7%	12.7%	12.9%	12.8%
中国	14.7%	12.0%	13.4%	9.9%	11.2%	13.1%	13.7%	12.7%	12.9%	12.8%
四国	14.7%	12.0%	13.4%	9.9%	11.2%	13.1%	13.7%	12.7%	12.9%	12.8%
九州	14.7%	12.0%	13.4%	9.9%	11.2%	13.1%	13.7%	12.7%	12.9%	12.8%

(参考)「平成30年度供給計画とりまとめ」における予備率の見通し評価

- 2018年3月30日の電力広域的運営推進機関による「平成30年度供給計画の取りまとめに関する経済産業大臣への意見」によると、複数のエリアの予備率が減少傾向にあり、2024年の容量市場による容量確保を待たずに需給ひっ迫する懸念が示されている。

電力広域的運営推進機関 平成30年度供給計画の取りまとめに関する経済産業大臣への意見より抜粋

本年の取りまとめでは、中央3エリアに加え、その他のエリア（特に、東北・四国・九州エリア）においてもその傾向がみられ、エリアの予備率が減少していることが分かった。その結果、連系線を活用してエリア間で均平化した需給バランスにおいて、時間帯によっては広範囲のエリアで予備率が8%を下回るという結果となった。

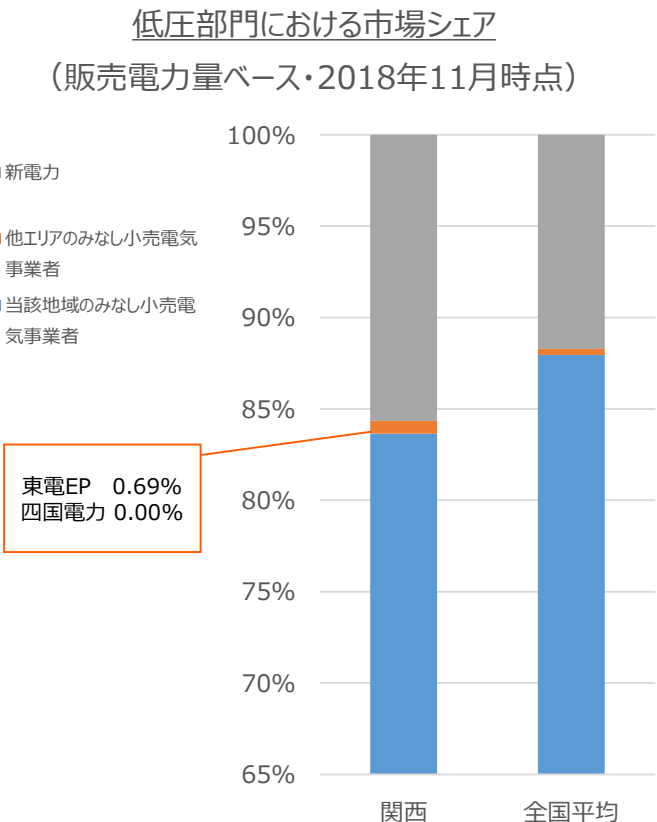
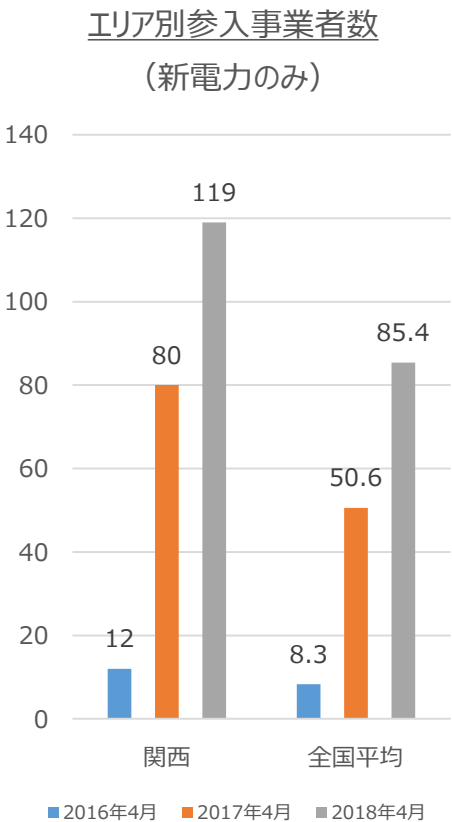
旧一般電気事業者（小売及び発電部門）からのヒアリングや、その他関連する情報などをもとに、経年火力の休廃止など供給力を減少させている背景にある要因について考察すると、以下のとおり。

- 旧一般電気事業者の小売部門（みなし小売電気事業者）では、自社から離脱していく需要（離脱需要）が現在と同じペースで年々増大した場合、2027年度（10年先）では、全国計でエリア需要の22%（中央3エリアでは25%）になると想定している状況。
- そのため、今回の供給計画では、みなし小売電気事業者のうち中央3社を含む5社からは、長期（10年先）の供給力として自社需要の1～3%の予備力を保有するとの届出がなされており、それ以上の供給力については自社発電部門（発電事業者）の発電余力として整理している状況。
- 発電余力となっている電源は、競争力の劣る経年火力などであることから稼働率が低下し、さらに再生可能エネルギーの導入拡大等を勘案すれば市場価格も低下することになり、発電余力の維持に必要な電源を限界費用で市場に投入すれば維持できないケースが増えていくと推測しているのではないかと。

この傾向が今後も急速に進むものと想定すると、このままでは、容量市場による容量確保が開始する2024年度を待たずに需給ひっ迫することが現実的な問題として懸念される。このため本機関としては、

2-2 低圧部門の市場行動 新規参入、退出の状況

- 関西電力エリアについて、新電力の参入事業者数は東京電力エリアにも次いで増加数が高くなっている。
- 他エリアのみなし小売電気事業者による進出は現時点で 2 社となっているが、そのシェアについては、0.69%となっており、全国で最も多いエリアとなっている。
- 以上を踏まえ、十分な供給余力に問題がないことを前提として、特段の参入障壁は現時点では確認できないと評価できるか。



エリア外進出のタイミング

供給区域	参入者	参入月
関西	東電EP	2016年4月
	四国電力	2016年6月

2-2 低圧部門の市場行動 競争者との価格協調の動向

- 関西電力エリアについて、低圧エリアシェア上位の新電力の主要料金メニューについて確認を行ったところ、経過措置料金メニューと類似した料金体系にはなっているものの、全ての料金メニューについて従量料金や基本料金の価格設定に具体的な差異がみられる。

※この背景には新電力が、消費者にとって（現行の料金大宗を占める経過措置料金との比較がしやすいという意味で）わかりやすい料金メニューを提示しようとするニーズがあると考えられる。

- 以上を踏まえれば、現時点では価格設定における協調的な行動が存在する具体的なおそれが存在するとまでは認められないのではないかと考えられる。

関西電力管内							
関西電力		大阪瓦斯		ジェイコムWEST		SBパワー	
プラン名	料金設定の概要	プラン名	料金設定の概要	プラン名	料金設定の概要	プラン名	料金設定の概要
従量電灯A	最低料金： ・1契約につき最初の15kWhまで：334.82円 電力量料金： ・16kWh～120kWh：19.95円/kWh ・121kWh～300kWh：25.33円/kWh ・301kWh～：28.76円/kWh	ベースプランA （関西電力従量電灯Aに相当）	最低料金： ・1契約につき最初の15kWhまで：279.82円 電力量料金 ・16kWh～120kWh：19.95円/kWh ・121kWh～350kWh：24.84円/kWh ・301kWh～：27.61円/kWh	J:COM電力 家庭用コース従量A （関西電力の「従量電灯A」に相当）	最低料金： ・1契約につき最初の15kWhまで：334.82円 電力量料金： ・16kWh～120kWh：19.85円/kWh ・121kWh～300kWh：25.08円/kWh ・301kWh～：25.88円/kWh ※「スマートお得プラン320」に加入＋電力セット割利用の場合 ・J:COM利用料金から6,000円割引/年 ・サービス変更手数料0円	ソフトバンクでんき for Biz（従量電灯A） （関西電力の「従量電灯A」に相当）	最低料金： ・1契約につき最初の15kWhまで：334.82円 電力量料金： ・16kWh～120kWh：19.76円/kWh ・121kWh～300kWh：24.58円/kWh ・301kWh～：27.32円/kWh ※1「おうち割でんきセット」利用の場合 ・携帯電話または固定通信サービスとセットで1回線あたり100円割引/月（3年目以降は1回線あたり50円割引/月） ・「おうちレスキュー」が2年間無料で利用可 ※2「おうち割でんきセット」＋「スマホ＋インターネット」利用の場合 ・電気代1%割引＋スマホ代（最大1000円割引/月＋インターネット代100円割引）
		ベースプランA-G （関西電力従量電灯Aに相当、ガスとセットの場合）	最低料金： ・1契約につき最初の15kWhまで：279.82円 電力量料金 ・16kWh～120kWh：19.95円/kWh ・121kWh～350kWh：24.45円/kWh ・301kWh～：27.33円/kWh 基本料金：379.64円/kVA 電力量料金 ・～120kWh：17.57円/kWh ・121kWh～350kWh：20.82円/kWh ・351kWh～：23.60円/kWh				
従量電灯B	基本料金：388.80円/kVA 電力量料金 ・～120kWh：17.59円/kWh ・121kWh～300kWh：20.82円/kWh ・301kWh～：23.77円/kWh	ベースプランB （関西電力従量電灯Bに相当）	基本料金：373.24円/kVA 電力量料金 ・～120kWh：16.88円/kWh ・121kWh～350kWh：20.60円/kWh ・351kWh～：22.82円/kWh	J:COM電力 家庭用コース従量B （関西電力の「従量電灯B」に相当）	基本料金：388.80円/kVA 電力量料金： ・～120kWh：17.50円/kWh ・121kWh～300kWh：20.61円/kWh ・301kWh～：21.39円/kWh	ソフトバンクでんき for Biz（従量電灯B） （関西電力の「従量電灯B」に相当）	基本料金：388.80円/kVA 電力量料金： ・～120kWh：17.42円/kWh ・121kWh～300kWh：20.19円/kWh ・301kWh～：22.58円/kWh
		ベースプランB-G （関西電力従量電灯Bに相当、ガスとセットの場合）					

（備考） 各社HPより作成。電気料金メニューの一部抜粋。

< 関西電力エリア >

1. 消費者等の状況（第一要件）
2. 十分な競争圧力の存在（第二要件）
 - 2－1：低圧部門の市場構造
 - 2－2：低圧部門の市場行動
3. 競争の持続的確保（第三要件）
 - 3－1：競争基盤の構築状況

3 – 1 競争基盤の構築状況： スイッチングの容易性①／関西電力

- 実際に関西電力管内において電気の購入先を変更した人からは「変更手続きは簡単だった」という声や、「変更手続きは30分未満で完了した」という声が数多く聞かれており、その割合は全国平均とおおむね同等であり、基本的にはスイッチングが容易な状態にあると考えてよいか。

Q.あなたは、電気の購入先変更時の手続きは簡単だと思いましたか。(n=775, 単一回答)

	とても簡単だった	簡単だった	どちらとも言えない	やや難しかった	難しかった
関西電力管内	39.7%	37.5%	20.7%	2.2%	—
全国平均	42.7%	39.4%	15.2%	2.6%	0.1%

Q.あなたは、電気の購入先変更時の手続きに、どのくらいの時間がかかりましたか。(n=775, 単一回答)

	10分未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上	分からない
関西電力管内	18.5%	35.3%	16.3%	6.0%	2.2%	0.5%	0.5%	—	20.7%
全国平均	21.5%	38.1%	15.5%	6.8%	1.3%	0.3%	0.5%	0.3%	15.7%

3－1 競争基盤の構築状況：

スイッチングの容易性②／関西電力

- スwitching関連手続の実施状況の容易性について関西電力よりヒアリングを実施したところ、計器取替工事の要否に関わらず、スイッチング（小売電気事業者の切り替え）はおおむね、標準処理期間内に完了している。また、スマートメーターが未設置のスイッチング希望においては、現場での臨時検針等を人手にて対応する場合があるため、マンパワーの調整がスイッチングのボトルネックとなる可能性は一定程度存在するものの、スイッチング申込件数に対するスマートメーターの未設置の割合は減少しており、円滑なスイッチングに大きな支障はないと考えられるとのこと。前頁のアンケート結果や上記ヒアリング内容を踏まえれば、スイッチングの容易性については現時点で特段問題ないと考えてよいか。

			関西電力からのヒアリング内容
ス イ ッ チ ン グ の 容 易 性	ス イ ッ チ ン グ 申 込 手 続	事務処理対応 (スマメ設置有無にかかわらず必要)	システムと人手にて対応しており、月当たり6万件程度の事務処理を実施。 今後、処理件数が一時的に増加した場合であっても、対応に特段の懸念はない。
		現場処理対応 (スマメ未設置時に必要)	計器未取替の場合はスイッチング時までにスマメへの取り替えが必要※ ¹ 。また、計器未取替かつ検針日以外のスイッチングであれば、現場出向し臨時検針する作業が必要となる。このため、場合によっては現場作業員のマンパワーの調整が必要となる。※ ² ※ ¹ ：スマートメーター設置が間に合わない場合においても標準処理期間内にスイッチングを完了させている。その場合、スイッチング後の電力使用量の提供のため、現場検針後、プロファイリング処理が必要となる。 ※ ² ：2023年4月以降であれば、計器が全需要家に設置される予定なので、本処理は基本的には不要。
		スイッチング申込数に対するスマートメーター設置工事が必要な割合	現時点でのスイッチング申込件数は、月当たり6万件程度で、その内スマートメーターが設置されていない計器取替工事が必要な件数は全体の約24%である。また、この割合もスマートメータの普及に応じて、減少する傾向にある。
	ス イ ッ チ ン グ 期 間	標準処理期間	おおむね標準処理期間内にスイッチングが完了している。

（出所）電力・ガス取引監視等委員会事務局による一般送配電事業者からのヒアリング内容を掲載

電力広域的運営推進機関が定めた低圧のスイッチングの標準処理期間

取替工事要否	標準処理期間	スイッチング可能期間
計器取替工事が必要	マッチング日＋8 営業日＋2 暦日	原則、標準処理期間満了日以降の検針日
計器取替工事が不要	マッチング日＋1 営業日＋2 暦日	標準処理期間満了日以降の日

（出所）電力広域的運営推進機関 スwitching支援システムマニュアルより抜粋

3-1 競争基盤の構築状況： スマートメーターの普及度合／関西電力

- 関西電力管内のスマートメーターの普及度合については、2018年3月末時点で、設置台数932万台、設置率71%となっており、2023年3月末には、全需要家へ設置完了を見込んでいる。その普及状況については、設置率は全国平均49.4%を超えており全国トップであることから、一定の評価が可能といえるのではないかと考えられるのではないかと。また、前頁の通り、スマートメーターの普及状況が円滑なスイッチングの障害になるとは現時点では想定しがたいと考えられるのではないかと。

各年度末のスマートメーター導入台数計画（2018年3月末時点）

（設置台数／当初計画^{注1}（～2017年度）・設置予定台数（2018年度～））単位【万台】

電力会社 （設置予定台数）	2018年 3月末時点 での設置 台数 ^{注2} （万台） 及び設置率	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024
関西電力 （1,313万台）	932.0 71.0%	154/160	174/170	210/170	182/170	106※	80※	75※	60※	60※		

※ 記載導入台数のほかに検定有効期間満了（検満）に伴うスマートメーターからスマートメーターへの取替が発生

注1) 当初計画：第15回スマートメーター制度検討会（H26.12.9）注2) 試験導入にて設置したスマートメーターを含む

（出所）電気事業連合会作成 スマートメーター設置状況（2017年度末実績反映版）より抜粋

現状のまとめと今後の進め方（案）

現状のまとめ

- 指定等基準の各項目についての現状としては、以下のように考えられるのではないか。（「十分な競争圧力の存在」の評価を除く）。

※なお、指定に当たっては、各考慮要素を総合的に判断することとしており、（必須要件を除き）各考慮要素の適否それ自体によって判断を行うわけではないことに留意。

要件

東京エリア

関西電力エリア

1. 消費者等の状況 (第一要件)

- ・ スイッチングを検討しない層が一定程度存在することには注意が必要であるが、自由化の認知も一定程度進んでおり、スイッチング意向や満足度にも現時点では大きな問題はみられない。ただし、消費者のスイッチングへの関心度は低下傾向にある可能性があることに留意が必要。上記を踏まえ、消費者等の需要家側の状況としては、競争が機能する環境へと進みつつあるものと考えてよい。

- ・ スイッチングを検討しない層が一定程度存在すること、みなし小売から新電力へのフロースイッチング率に足元で低下傾向がみられる点には注意が必要であるが、自由化の認知も一定程度進んでおり、スイッチング意向や満足度にも現時点では大きな問題はみられない。上記を踏まえ、消費者等の需要家側の状況としては、競争が機能する環境へと進みつつあるものと考えてよい。

2-1: 低圧部門の市場構造

- ・ みなし小売電気事業者の地位については、競争上の大きな障害とはなっているとは言えないのではないかな。
- ・ 供給余力については、供給計画、安定供給に必要な供給力は今後も確保される見込みであるものの、発電能力の休廃止が進んでいくのではないかと懸念や事業者の認識も踏まえて、どのように評価するか。
(有力・独立・複数競争者の存在については、別途議論。)

- ・ みなし小売電気事業者の地位については、競争上の大きな障害とはなっているとは言えないのではないかな。
- ・ 供給余力については、供給計画、安定供給に必要な供給力は今後も確保される見込みであるものの、発電能力の休廃止が進んでいくのではないかと懸念や事業者の認識も踏まえて、どのように評価するか。
(有力・独立・複数競争者の存在については、別途議論。)

2-2: 低圧部門の市場行動

- ・ 新規参入の状況については、現時点では目立った参入障壁は確認されていないと考えてよい。
- ・ 主要競争者との価格協調の動向については、料金体系が経過措置料金メニューに類似している点は指摘できるものの、総じて単価の差異やセット割により料金水準には差異がある状況であり、現時点で協調行動の懸念は相当程度限定的と考えることができる。

- ・ 新規参入の状況については、現時点では目立った参入障壁は確認されていないと考えてよい。
- ・ 主要競争者との価格協調の動向については、料金体系が経過措置料金メニューに類似している点は指摘できるものの、総じて単価の差異により料金水準には差異がある状況であり、現時点で協調行動の懸念は相当程度限定的と考えることができる。

3-1: 競争基盤の構築状況

- ・ スイッチングの容易性やスマートメータの普及状況については、現時点で円滑なスイッチングの大きな障害となるような事実は確認されおらず、特段問題ないと考えてよい。

- ・ スイッチングの容易性やスマートメータの普及状況については、現時点で円滑なスイッチングの大きな障害となるような事実は確認されおらず、特段問題ないと考えてよい。

今後の検討の進め方(案)

- 東京電力エリア及び関西電力エリアについて、「競争の持続性」に関する指定等基準の検討状況も踏まえ、次回以降、「競争の持続性」のうち「3－2：競争的環境の持続性」についても審査を進めることとし、今回の専門会合における御議論を踏まえ、総合的にどのような判断を行うべきかについて引き続き検討することとしてはどうか。
- その他のエリアについては、今回の上記エリアの審査状況も踏まえ、次回以降、審査を進めることとしてはどうか。